HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	13世紀前半フェデリーコ2世統治下シチリア王国における「司法官」：「シチリア王国勅法集成」の検討を中心に
Author(s)	榊原, 康文
Citation	北海道大學文學部紀要, 45(3), 37-90
Issue Date	1997-03-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33687
Type	bulletin (article)
File Information	45(3)_PL37-90.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大文学部紀要 45-3 (1997)

13世紀前半フェデリーコ2世統治下シチリア王国における「司法官」――「シチリア王国勅法集成」の検討を中心に――

榊 原 康 文

はじめに

(神聖) ローマ皇帝フレデリクス2世 (フリードリヒ, フェデリーコ[1]) は, 中世中期の諸皇帝の中でも, 最も著名な皇帝のうちに数えられるだろう。その理由はいくつかある。まず, 政治史においては教皇権ならびにロンバルディア諸都市との闘争により[2]。あるいは彼の特異な十字軍遠征により[3]。文化面では, シチリア宮廷におけるイタリア語による詩作, 新時代の息吹を伝える彫刻や建築, ナポリ大学の創設にみられるような学問保護[4]。さらにまた彼自身の優れた個性によって[5]。しかし, これらの諸点にもまして, 彼の名を高めているのは, 彼のシチリア国家である。すなわち, 彼は他の西欧諸国に先駆け, 南イタリア・シチリア島に, きわめて集権化された「近代的国家」を建設したとされてきたのである[6]。

このような見解の起源は, 19世紀ヤーコプ・ブルクハルトの著作『イタリア・ルネサンスの文化』[7] にさかのぼる。この著作の冒頭においてブルクハルトは, フェデリーコ統治時代のシチリア王国を,「芸術作品としての国家 Der Staat als Kunstwerk」と名づけ, 王国の諸制度を以下のように素描したのである[8]。フェデリーコは,「ヨーロッパにとってそれまで未聞のやりかたで in einer bisher für das Abendland unerhörten Weise」, シチリア王国の集権化を進めた。すなわち, 世俗化された官僚によって尚書局, 司法行政機構, 財

務行政機構が運営され，しかも官僚は厳格な職務規律に服し，中央からの統制を受ける。他方，封建貴族・聖職者・都市は統治から排除され，抑圧・統制された。国家統制は経済や教育の分野にもおよび，その結果シチリア王国において「人民 Volk」は消滅し，「統制可能な一群の臣民 kontrollierbarer Haufe von Untertanen」が生まれた，と。

こうしたブルクハルトの見解はその後，主にドイツの研究者を中心に継承され(9)，ほぼ 1960 年代まで影響力を持ち続けた。例えばコーンはその著『シチリアにおけるホーエンシュタウフェン時代』(1925 年) のなかで，フェデリーコ統治下シチリア王国の諸制度を叙述し，「官僚ピラミッド Beamtenpyramide」の完成度を高く評価している(10)。またカンパースは『皇帝フリードリヒ 2 世　ルネッサンスの先駆者』(1929 年) において，フェデリーコが，封建制を除去して統一的国家行政を確立したこと，シチリア王国がルネサンス国家に対して先駆的性格をもったことを強調している(11)。さらに研究史上の影響力という点で特に注目すべきなのが，カントロヴィッチの著作『皇帝フリードリヒ 2 世』(1927 年) である(12)。フェデリーコは 1231 年以降，西欧世界最初の法典，『シチリア王国勅法集成』を編纂させるが(13)，カントロヴィッチはこの法典を主要史料とし，ブルクハルト同様，シチリア王国の集権制の徹底，官僚制の発達，ならびに封建貴族・聖職者・都市の統治からの排除，彼らの抑圧・統制などを詳細に描いた。その際，カントロヴィッチはとりわけ以下の面を強調する。すなわち『シチリア王国勅法集成』の個々の法規が，いかに上から（すなわち君主の意志によって）制定されたか。また，それらの法規が，いかに体系的に整備されているか。さらにこのような法規に厳密に即して実際の諸制度が運営された結果，いかにシチリア王国が一個の「芸術作品としての国家」となったか，という側面である。こうした側面が強調される結果，カントロヴィッチの叙述を読む者は，フェデリーコ二世自身の卓越した才能，ならびに彼が作り出した制度の独創性と革新性を強く印象づけられることになる(14)。

しかし，以上のような定説的見解に対し，批判が存在しなかったわけではない。定説への批判は以下の 4 点にまとめることができる。第 1 に，フェデ

リーコによるシチリア国家建設は無から行われたわけではなく，それ以前の制度上の遺産，とりわけノルマン王朝期の遺産を踏まえたものであり，フェデリーコの独創性・革新性を過大評価してはならない，と。つまり「ノルマン時代からの連続性」を正当に評価すべきである，との批判である(15)。この「ノルマン時代からの連続性」は，すでにイタリアでは第2次世界大戦以前からベスタ(16)，モンティ(17)，戦後ではデ・ヴェルゴッティーニ(18)，マロンジウ(19)などの研究者によって認識されていた。また同じく戦前，イギリスのジャミスン(20)，ドイツのニーゼ(21)らノルマン時代研究者によっても，この「連続性」は研究上自明の前提とされていた。また最近では，イギリスのアブラフィアが，その著作『フレデリック2世　中世の皇帝』のなかで，ノルマンの遺産の重要性を従来以上に強調している(22)。ただし，この「ノルマン時代からの連続性」を指摘する論者も，フェデリーコ2世時代シチリア王国の理解それ自体においては，定説的見解と同じ立場に立っていたといえる。すなわち，この王国が，発達した官僚制をそなえ，極めて集権的な国家であったという点では，両者の見解は一致していたのである。

これに対してさらに本格的な再検討の動きが，1960年代以降に現れてきた。すなわち，以下第2から4点の批判である。すなわち，第2点として，定説が，シチリア王国諸制度の形成過程に十分な考察を行わなかったこと。このことに批判が向けられている。すなわち，フェデリーコの統治期間は約30年にわたるが(23)，この期間中に諸制度はいかに形成され，変化したのか，との問いが立てられることがなかったこと。定説はこの期間の制度を1個の全体としてとらえ，その上で集権制の徹底，あるいは官僚制の発達を論じてきたこと。こうした傾向に批判が向けられているのである。このようなとらえかたによって，あたかもフェデリーコの統治開始時から，シチリア王国の諸制度が体系化され，整備されていたかのような印象が与えられ，それらの形成過程（しかも長期間にわたる漸進的な過程）に注目されることがなかったのである(24)。言いかえるなら，王国の統治制度において，従来の静態的見方に対して，動態的見方の必要性が指摘されているのである。

第3の批判は，さらに本格的な批判である。すなわち，フェデリーコ治下

シチリア王国における官僚制の発達が，過大に評価されているのではないか，との批判である(25)。例えば，ドイツのカンプは財務行政機構の分析を行い(26)，以下のような結論を得た。すなわち，この時代，財務行政機構には数多くの制度改革が行われ，しかもこうした改革は必ずしも成功せず，試行錯誤や混乱がみられたこと(27)。とりわけ統治後半にはロンバルディア諸都市・教皇庁との闘争によって財政支出が増大し，この財政上の必要を満たすため，南イタリア都市（アマルフィ，ラヴェッロ）商人を財務行政において登用し，彼らを中心に財務行政が運営されるようになったこと。のみならず，彼ら南イタリア都市商人は請負制によって財務行政上の役職を担ったこと(28)。かくして財務行政機構における王権の統制はむしろ後退したことを指摘した。また同じドイツのケルツァーも中央行政機構に関して分析を行い(29)，この時代の中央行政は厳格に「制度」に基づいて運営されていたのではないこと。むしろ有能な人材が同じ役職を担い続けたまま，その時々の課題に応じて（いわば「無任所大臣 Minister ohne Portefeuille」として(30)）多様な職務を執行していたことを指摘し，「制度」よりもむしろ，国王と中央役人との人的関係が重要な要素であったことを明らかにした。

第4の批判は，第3点いわば裏面である。すなわち，定説においては，封建貴族・高位聖職者・都市は統治から排除され，王権によって抑圧・統制されたととらえられてきたのだが，この点に再検討が加えられている。すなわち，王による統制が進んだとはいえ，なお封建貴族・高位聖職者・都市は，国制上無視できない存在だった，との指摘がなされている。例えば，イタリアのトラモンターナは，以下のように指摘する。すなわち，フェデリーコは，貴族・高位聖職者の利害に対して（従来考えられてきた以上に）柔軟な態度を取っていること。むしろ王権は彼らに依存する側面を持っており，王権・官僚機構の力と，貴族・高位聖職者の力との間には「均衡 equilibrio」が保たれていたのである，と。(31)。

以上，定説的見解は，集権化，官僚制の発達，封建貴族・高位聖職者・都市の抑圧・統制を強調したが，反面，王国諸制度の歴史上の文脈や，制度形成過程，官僚制発達が不十分に終わった側面，封建貴族・高位聖職者・都市

の影響力，これらに注目することは少なかったのである。定説のこうした一面的見方に対して，上述4点の批判（とりわけ第2から4点の批判）は大きく修正を迫るものであった。現在，もはや従来通りの形では定説的見解は維持され難くなったといえよう。しかしながら他方，こうした定説批判にもいくつかの課題が残されている。まず第1に，こうした定説批判は，王国の制度全体に展開されているわけではなく，いまだ手つかずの分野も残されていること(32)。第二に，定説批判の第三点（間接的には第四点も含まれるが）に関して，定説批判がまさに単なる「批判（より正確に言うなら定説の否定）」に留まる限り，以下のような問題点が残るのである。すなわち，定説批判の第三点は，シチリア王国の官僚制発達が不十分であったことを指摘し，その近代性を否定する。この批判それ自体は正当である。しかしながら，定説批判がシチリア王国官僚制の近代性を問題にする際，定説的見解と定説批判とは，ともに（発達した）近代官僚制像を考察の自明の前提としながら，「シチリア王国において近代的な官僚制が建設されたかあるいは否か」を論じあうことになる。いいかえれば，両者は対立するように見えて，近代的官僚制を普遍的考察基準とするという点で一致しているのである(33)。従って，定説批判が王国諸制度の近代性批判という段階にとどまるとすれば，定説批判は定説といわば（考察上の）共通基盤から抜け出せないことになる。このような両者の対立を越え，定説批判をさらに発展させることこそが必要であり，かつまた実り豊かな道であろうと思われる。すなわち，「近代的官僚制が建設されたか否か」という問題をはなれ，十三世紀シチリア王国官僚制それ自体が，いかなる固有の構造を持っていたのか，この点を問うことが必要であろう(34)。具体的に言えば，シチリア王国官僚制のありかたにさらに綿密な検討を加えること，さらに（トラモンターナが指摘した）「王権・官僚機構と貴族・高位聖職者との力の『均衡』」の具体相を解明することが不可欠の課題となるであろう。

こうした課題について考察を進める際，フランスのマルタンの提起が参考になる(35)。すなわち，彼は，シチリア王国の地方行政・軍事機構を考えるに当たって，諸史料を以下の3類型に区分し，それぞれの史料類型に則して検

討を進める必要があると指摘したのである。すなわち第1の史料類型は，(1)法規範史料である。これには，後述の「カープアのアシーセ」と『シチリア王国勅法集成』が含まれる。とりわけ，後者『シチリア王国勅法集成』には，王国の諸役職に関わる法規が含まれ，この法規が，行政機構の検討において第一級の史料となる。しかし，法規範史料だけでは，法と「現実」のうち，後者の検討は十分には行い得ない。そこで第2の史料類型，(2)国王および主要役人の発給文書，を検討することが必要となる。とりわけ，1239年から40年にかけて，尚書局発給文書のレギスター（すなわち全発給文書の概要をしるした記録）が伝えられており，この史料の検討によって，行政実務のあり方を明らかにすることができる(36)。しかし，こうした史料にも限界が存在する。というのも，こうした発給文書が表す「現実」もなお，「上から知覚された現実であり」「国家 le pays に対する行政機構の実際の影響力を正当に評価することはできない(37)」。そこで第3の史料類型，(3)地域的史料，の検討が必要になる。これには，例えば，調査記録 enquête（国王の命により地域における慣習・法関係のありかたを調査した記録），あるいは請願書類が含まれる。これらの史料の検討により，シチリア王国諸制度のより精緻な分析が可能になる(38)と，マルタンは指摘するのである。

もちろん，すでにいくつかの研究は，こうした多様な史料を駆使しつつ王国諸制度の具体相解明に取り組んでいる。とりわけ上述のカンプによる地方財務行政の研究(39)，さらにケルツァーによる中央行政の研究(40)が，すぐれた範例となっている。しかしながら，（地方行政において）地方財務行政機構とならぶもう一つの柱，すなわち地方における司法・行政機構に関しては，彼らの研究に比すべき総合的研究はいまだになされていない。確かにこの分野でもいくつかすぐれた研究は存在するのだが，それらの研究成果は断片的なものにとどまるか，あるいは未整理のままであり，それらを総合する作業が必要とされているのである。それゆえ，本稿ではこの地方司法・行政機構を検討対象とし，特に「司法官 iustitiarius」(41)という役職を中心に検討を進める。この役職を検討する理由は「司法官」職が，地方における最重要の役職であったこと，すなわち「地方（あるいは地方管区 provincia）における司法・

行政機構の長[42]」，地域における「国王の代理人 représentants du roi[43]」であったことにある。従ってこの役職のありかたを検討することにより，地方司法・行政機構の具体層解明に示唆を得ることができると思われるからである。また，この「司法官」の史料が比較的豊富であることもこの制度を取り上げる際に有益であろうと思われる。

「司法官」制度の具体的検討方法として，本稿においては，マルタンの史料類型の第1，すなわち法規範史料の検討を行いたい。法規範史料からみた場合，「司法官」の職務はいかなるものであり，どのような規律に服すべきであったのか，この点を検討する。とりわけ前述『シチリア王国勅法集成』を主要史料とし，この史料に含まれる「司法官」関連条項の検討によって，この制度のありかたを考察するという方法をとる[44]。ただし，上述の定説批判のうちの第1，第2点を視野に入れつつこの分析を行いたい。すなわち，第1に，ノルマン時代の「司法官」制度と，フェデリーコ統治時代の「司法官」制度との連続性はいかなるものであったのか。逆に，フェデリーコ時代，制度上の革新があったとすればそれはいかなる点においてか。第2に，『シチリア王国勅法集成』に含まれる「司法官」関連法規は，いかなる成立過程をたどったのか，以上2点に留意しつつ分析を行いたい。このうち，第2点は，「司法官」制度研究においてこれまでほとんど検討されることがなかった。このことをあらかじめ指摘しておきたい。結果を先取りして言うなら，司法官関連法規成立過程の検討を行うことによって，いくつか注目すべき特徴が明らかになるのである。

しかしながら，法規の検討のみで，「司法官」制度の検討が完結するわけではない。マルタンの史料類型の第2（国王および主要役人の発給文書），第3（地域的史料）に検討を拡大し，それぞれの史料において「司法官」がいかなる像で現れるのかを解明すること。さらにそれらの像と，法規面での「司法官」像とをつきあわせ，それらにいかなる類似点・相違点が存在するのかを検討すること。これらの作業が必要となるであろう。その意味では，本稿の分析はさらなる検討の前提作業である。

以下，具体的考察に入る前に，「司法官」制度に関わる先行研究に触れてお

きたい。まず前述のように，戦前ではベスタ(45)，モンティ(46)，戦後では1950年代に，デ・ヴェルゴッティーニ(47)らイタリアの法史学者がシチリア王国の司法制度について研究を行っており，そのなかで「司法官」制度にも触れている。これらの研究においては，ノルマン時代からの制度面での連続が指摘されており，有益である。しかし，フェデリーコ2世時代の「司法官」制度については記述の量も少なく，また制度について踏み込んだ分析が行われていない。また，1964年には，イタリアのコッリーヴァ(48)が，フェデリーコ2世期シチリア王国における「合法性原則」に関して研究を発表しており，そのうちの1章を「司法官」制度の検討に当てている。彼は法規範史料，特に『シチリア王国勅法集成』に依りながら(49)，「司法官」制度のありかたを検討し，その中でノルマン時代との連続性問題，ならびに「司法官」関係法規成立過程の問題にも触れている。特に「司法官」制度研究のなかで法規成立過程の問題に言及しているのは，管見の限り，コッリーヴァの研究のみである。従って，本稿においては，彼の研究が最重要の先行研究であり，以下彼の分析を個々の点で参照したい。ただし，コッリーヴァの研究は，『シチリア王国勅法集成』における「司法官」関連法規のすべてをとりあげているわけではない。法規成立過程の問題に関しても，いくつかの条項の相互関係を指摘するのみであり，問題の検討は尽くされてはいない。それゆえ，彼の研究は，より精緻な検討によって補完される必要がある。また1980年には，イタリアのペディーオが，「地方司法官」に関する研究を公にしている(50)。彼は主に国王の発給文書，年代記史料を手がかりに，「司法官」職を担った人物を特定し，「司法官」管区(51)の変遷，「司法官」の職務ならびに出自など多様な問題を扱っている。とりわけペディーオは，法規範史料のみならず国王発給文書をも用いて，「司法官」のさまざまな任務を列挙し，「規範」と「現実」のうち後者の検討を深めており，「司法官」研究に新たな視点をもたらしている。しかしながら，ペディーオは，多様な史料から得られた「司法官」像を，未整理のまま提示し，しかも典拠を明示していない。それゆえ，「司法官」制度のありかたは，いま一度，（法規・国王発給文書など）個々の史料にあたって整理し直す必要がある。また，「司法官」関係法規成立過程の問題についてペディー

オは検討を加えていない。また，上述のカンプは(52)，プロソポグラフィー研究の成果に依拠しつつ，「司法官」の出自の問題を取り上げ，この役職と貴族層との関連を明らかにしている。また上述のマルタンも，極めて簡潔ではあるが「司法官」管区の変遷，司法官の任命形態ならびに出自の問題に触れている(53)。両者の研究はそれぞれこの分野への貴重な貢献といえる。しかし，法規成立過程の問題は，ペディーオ同様彼らの視野にも入っておらず，この点では彼らの検討結果をさらに深化させることができると思われる。以上，「司法官」制度研究の現在の課題を要約すれば，以下の様になろう。すなわちコッリーヴァ，ペディーオ，カンプ，マルタンらのすぐれた研究成果を整理・総合しつつ，その成果をさらに細部において補完することである。本稿は部分的ながらこの課題に答えることを目的としている。

注

(1) 本稿ではシチリア王国の諸制度について論じる。そのためイタリア語形「フェデリーコ」をもちいたい。

(2) その経過についてはとりあえずは，Grundmann, Herbert: Wahlkönigtum, Territorialpolitik und Ostbewegung im 13. und 14. Jahrhundert (1198-1378), in: *Gebhardts Handbuch der deutschen Geschichte*, Bd. 1, Stuttgart, 1970; Zweiter unveränderter Nachdruck, stuttgart, Klett-Cotta, 1981, S. 454-460. また，皇帝権と教皇権の対立は，普遍的権威をめぐる理念上の対立でもあった。この点については，Wieruszowski, Helene: *Vom Imperium zum nationalen Königtum. Vergleichende Studien über die publizistischen Kämpfe Kaiser Friedrichs II. und König Philipps des Schönen mit der Kurie*, München, Oldenbourg, 1933; Nachdruck Aalen, Scientia, 1965; Vehse, Otto: *Die amtliche Propaganda in der Staatskunst Kaiser Friedrichs II.*, München, Der Münchner Drucke, 1929; Graefe, Friedrich: *Die Publizistik in der letzten Epoche Kaiser Friedrichs II. Ein Beitrag zur Geschichte der Jahre 1239-1250*, Heidelberg, Carl Winter, 1909; Nachdruck Nendeln, Kraus Reprint, 1977. 邦語では，池谷文夫「ロエスのアレクサンダーと十三世紀の帝権移転論」，樺山紘一編『西洋中世像の革新』，刀水書房，1995年，97頁から117頁が参考になる。

(3) フェデリーコ2世は，破門の身でありながら十字軍遠征を行い，アイユーブ朝スルタン，アル＝カーミルとの交渉を行い，聖地を獲得した。彼の十字軍遠征については後述

本文注(14)を参照。

(4) Haskins, Charles Homer: *Studies in the History of Mediaeval Science*, Cambridge (Mass.), Harvard U.P., 1924, pp. 242-298；清水純一「シチリア・ルネサンスの早春—フリードリヒ二世を巡って—」『スパーツィオ』17号（1978年）；同，近藤恒一編『ルネサンス　人と思想』，平凡社，1994年，6頁から34頁。

(5) 彼はラテン語，イタリア語，ドイツ語，フランス語，ギリシア語，アラビア語を操ったとされる。またアラビアの著名な数学者と文通し，自ら鷹狩りに関する論文『鳥を用いて狩を行う方法について』を著している。この鷹狩り論文に関しては，以下を参照。Haskins, *op. cit.*, pp. 299-326.

(6) 研究史の整理ついては，以下の文献を参照した。Colliva, Paolo: Lo Stato di Federico II: opera 'd'arte' ed opera di necessità, in: *Annali di storia del diritto* 10/11 (1966/67), pp. 377-383; rist. in: Anna Laura Trombetti Budriesi (Antologia di scritti a cura di), *II «Liber Augustalis» di Federico II di Svevia nella storiografia*, Bologna, Pâtron Editore, 1987, pp. 423-431（以下引用は前者から行い Colliva, Lo stato..., p.と略記）；Reichert, Folker: Der sizilische Staat Friedrichs II. in Wahrnehmung und Urteil der Zeitgenossen, in: *Historische Zeitschrift* 253 (1991), S. 21-23（以下 Reichert, Der sicilische Staat..., S.と略記）；Kölzer, Theo: Magna imperialis curia. Die Zentralverwaltung im Königreich Sizilien unter Friedrich II., in: *Historisches Jahrbuch* 114 (1994), S. 308-311. さらに，最近わが国でも，次の研究が発表された。阪上眞千子「フェデリーコ2世治下のシチリア王国における国家組織・経済・社会」『阪大法学』第46巻1号（通巻181号）（1996年），83頁から110頁。阪上氏は，定説に対する様々な批判ならびに新たな研究動向を紹介している。

(7) Burckhardt, Jacob: *Die Kultur der Renaissance in Italien. Ein Versuch*, 2 Aufl., Leipzig 1869. なお，参照は以下の版による。Burckhardt, Jacob: *Die Kultur der Renaissance in Italien. Ein Versuch*, 11. Aufl. (Kröners Taschenausgabe Bd. 53), hg. von Konrad Hoffman, Stuttgart, Alfred Kröner, 1988［ブルクハルト，柴田治三郎訳『イタリア・ルネサンスの文化』（中公世界の名著56 ブルクハルト）中央公論社 1979年］。

(8) Burckhardt, *Ebd.*, S. 4f.；訳書，64頁から66頁。

(9) イタリアにおける同様の傾向については，Colliva, Lo stato..., p. 382. 坂上，上掲論文，84頁。

(10) Cohn, Willy: *Das Zeitalter der Hohenstaufen in Sizilien*, Breslau, M. & H. Marcus 1925; Nachdruck, Aalen, Scientia, 1971, S. 124.

(11) Kampers, Franz: *Kaiser Friedrich II. Der Wegbereiter der Renaissance*, Bielefeld/Leipzig, Velhagen & Klasing, 1929, S. 36f.

(12) Kantorowicz, Ernst: *Kaiser Friedrich der Zweite*, Berlin, Georg Bondi, 1927; 7. veränd. Aufl., Stuttgart, Klett-Cotta, 1994.（ただし，第7版は6版以前の版とは，頁

組が異なっている。それゆえ以下，引用は Kantorowicz, *Friedrich II*., S.; 7 Aufl. S.と略記)。

(13) 後述47頁参照。

(14) カントロヴィッチについては以下の文献を参照。Abulafia, David: Kantorowicz and Frederick II, in: *History* 62 (1977) pp. 193-210; reprinted in: *Italy Sicily and the Mediterranean, 1100-1400*, London, Variorum Reprints, 1987, II, pp. 193-210; Boureau, Alain: *Histoires d'un historien Kantorowicz*, Paris, Gallimard, 1990. [アラン・ブーロー，藤田朋久訳『カントロヴィッチ　ある歴史家の物語』，みすず書房1993年]; Lerner, Robert E.: Ernst H. Kantorowicz (1895-1963), in: *Medieval Scholarship. Biographical Studies on the Fromation of a Discipline*, vol. 1: History, edited by Hellen Damico and Joseph B. Zavadil New York/London, Garland Publishing, inc., 1995, pp. 263-276.

(15) Hampe, Karl: Das neueste Lebensbild Kaiser Friedrichs II., in: *Historische Zeitschrift* 146 (1932) S. 454 ; wieder abgedruckt in: *Stupor mundi. Zur Geschichte Friedrichs II. von Hohenstaufen*, hrsg. von Gunther Wolf, Darmstadt, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1966, S. 77; Baethgen, Friedrich: Besprechung von Ernst Kantorowicz, "Kaiser Friedrich der Zweite", in: *Deutsche Literaturzeitung* 51 (1930) S. 79f.; wieder abgedruckt in: Baethgen, Friedrich, *Mediaevalia. Aufsätze, Nachrufe, Besprechungen* (MGH Schriften 17, 1-2, 1960), S. 544f.; in: *Stupor mundi*., S. 53f.

(16) Besta, Enrico: *II diritto pubblico nell'Italia meridionale dai Normanni agli Aragonesi*, Padova, CEDAM, 1929.

(17) Monti, Gennaro M.: *Lo Stato normanno svevo. Lineamenti e ricerche*, Trani, Vecchi & C., 1945.

(18) De Vergottini, Giovanni: *II diritto pubblico italiano nei secoli XII-XV*., seconda edizione, vol. 2, Bologna, Dott. Cesare Zuffi Editore, 1957, Cap. III.: L'Italia meridionale.

(19) Marongiu, Antonio: L'héritage normand de l'état de Frédéric II de Souabe, in: *Studi Medievali in onore di Antonino De Stefano*, Palermo 1956, pp. 341-349, reprinted in: Marongiu, Antonio, *Byzantine, Norman, Swabian and later Institutions in Southern Italy. Collected Studies*, London, Variorum Reprints, 1972, Nr. VII. (以下 Marongiu, A.; *Byzantine*. . ., p.と略記) ; Marongiu, Antonio: Uno "stato modello" nel medioevo italiano. II regno normanno-svevo di Sicilia, in: *Critica storica*. Diretta da Armando Saitta 2 (1963) pp. 379-394; dt. Übersetzung: Ein "Modellstaat" im italienischen Mittelalter: Das normannisch-staufische Reich in Sizilien, in: *Stupor mundi*., S. 750-773; *Stupor mundi. Zur Geschichte Friedrichs II. von Hohenstaufen*, 2., völlig neubearbeitete Auflage, Darmstadt, Wissenschaftliche Bochgesellschaft

1982, hrsg. von Gunther Wolf, S. 325-348; English translation, in: *Comparative studies in society and history* 4, 3 (1964) pp. 307-320; Marongiu, A.; *Byzantine*. . ., XI pp. 307-320.

(20) Jamison, Evelyn M.: The norman administration of Apulia and Capua, more especially under Roger II. and William I., 1127-1166, in: *Papers of the British School at Rome* 6 (1913) pp. 211-481; Reprint: *The Norman Administration of Apulia and Capua. More especially under Roger II. and William I. 1127-1166*, Aalen, Scientia, 1987.

(21) Niese, Hans: *Die Gesetzgebung der normannischen Dynastie im Regnum Siciliae*, Halle a. Saale, Verlag von Max Niemeyer, 1910.

(22) Abulafia, David: *Frederick II. A Medieval Emperor*, London/New York, Allen Lane The Penguin Press, 1988. これに対する H. M. Schaller の書評も参照のこと。*Deutsches Archiv* 47 (1991) S. 290f.

(23) 彼が，シチリア王として即位したのが 1194 年である。この時彼は 3 歳であり，王国の統治を実際に担うことはなかった。その後 1208 年に彼は親政を開始するが，王国全土に権威を確立することはできなかった。彼はその後ドイツに赴き，シチリアを離れる。彼がシチリアに帰還して統治にあたるのが 1220 年以降である。約 30 年間とは，この 1220 年から，彼の死（1250 年）に至るまでの期間を指す。本稿 43 頁参照

(24) Martin, Jean-Marie: L'organisation administrative et militaire du territoire, in: *Potere, società e popolo nell'età sveva (1210-1266)*, Atti delle seste giornate normanno-sveve (Bari 1983), a cura di Centro di studi normanno-svevi. Università degli Studi di Bari, Bari, Dedalo, 1985, p. 73; 92; 108; 118（以下 Martin, L'organisation. . ., p.と略記）; Kamp, Norbert: Die sizilischen Verwaltungsreformen Kaiser Friedrichs II. als Ploblem der Sozialgeschichte, in: *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 62 (1982) S. 122f.（以下 Kamp, Die sizilischen Verwaltungsreformen. . ., S.と略記)。

(25) 阪上，上掲論文，87 頁から 102 頁参照。

(26) Kamp, Norbert: Vom Kämmerer zum Sekreten. Wirtschaftsreformen und Finanzverwaltung im staufischen Königreich Sizilien, in: *Probleme um Friedrich II*., hrsg. von Josef Fleckenstein, Sigmaringen, Jan Thorbecke, 1974, S. 43-92.（以下 Kamp, Vom Kämmerer. . ., S.と略記)。

(27) Kamp, Vom Kämmerer. . ., S. 56-65.

(28) Kamp, Vom Kämmerer. . ., S. 65-69; Kamp, Die sizilischen Verwaltungsreformen. . ., S. 134-137. cf. Martin, L'organisation. . ., p. 97; 118；阪上，上掲論文 87 頁から 99 頁。

(29) Kölzer, Theo: Magna imperialis curia. Die Zentralverwaltung im Königreich

Sizilien unter Friedrich II., in: *Historisches Jahrbuch* 114 (1994) S. 287-311. (以下, Kölzer, Magna imperialis curia., S.と略記)。

(30) この表現はKamp, Die sizilischen Verwaltungsreformen..., S. 130 による。Kölzer, Magna imperialis curia., S. 302.

(31) Tramontana, Salvatore: La monarchia normanna e sveva, in: AA. VV., *Storia d' Italia*, diretta da Giuseppe Galasso, vol. 3: II Mezzogiorno dai Bizantini a Federico II, Torino, UTET, 1983, pp. 665-671; rist. separata s. t., Tramontana, Salvatore, *La monarchia normanna e sveva*, Torino, UTET, 1986, pp. 231-237. (以下引用は後者から行い, Tramontana, *La monarchia*, p....と略記)。cf. Fasoli, Gina: La feudalità siciliana nell'età di Federico II, in: *Rivista di storia del diritto italiano* 24 (1951) p. 58; rist. in: Anna Laura Trombetti Budriesi (Antologia di scritti a cura di): *II «Liber Augustalis» di Federico II di Svevia nella storiografia*, Bologna, Pàtron Editore, 1987, p. 413.

(32) Kölzer, Magna imperialis curia., S. 287f.

(33) 法制史学会第47回総会における西川洋一氏の研究報告「後期シュタウフェン朝の『立法』について」がこの点を指摘しており, 参考にさせていただいた。

(34) ただし, 定説批判を行うすべての研究が「シチリア王国の近代性の否定」の段階にとどまっているわけではない。この点については本稿28頁参照。

(35) Martin, L'organisation..., pp. 72-74.

(36) Heupel, Wilhelm E.: Der sizilische Großhof unter Kaiser Friedrich II. Eine verwaltungsgeschichtliche Studie (MGH Schriften 4, 1940), Stuttgart, Anton Hiersemann, 1940, S. 5f.

(37) Martin, L'organisation..., p. 73.

(38) しかし, この第3類型の史料を利用する際にも, 困難がある。すなわち, 大部分未公刊の史料を利用しなければならないこと。また, 行政関連の記述をそうした史料中から抽出する作業が必要になるからである。*Ibid*, p. 74.

(39) 前注(24), (26)参照

(40) 前注(29)参照

(41) 中央行政における「司法長官 magister iustitiarius」ならびに「カピターネウスにしてマギステル・ユースティティアリウス capitaneus et magister iustitiarius」をも司法官と称する場合があるが, 本稿では「司法官」という名称を, 地方の司法・行政機構における長, すなわち「地方司法官」に限定して用いたい。

(42) Cohn, *a. a. O.*, S. 126f.

(43) マロンジウは, このようにノルマン時代の「司法官」ならびにカメラリウスを表現している。Marongiu, Antonio: L'héritage normand de l'état de Frédéric II de Souabe, in: *Studi Medievali in onore di Antonino De Stefano*, Palermo 1956, p. 344, reprinted

in: Marongiu, Antonio, *Byzantine, Norman, Swabian and later institutions in Southern Italy. Collected Studies*, London, Variorum Reprints, 1972, Nr. VII, p. 344.

(44) 法規範史料のなかで，この『シチリア王国勅法集成』を選択する理由は，この史料が「法典」としての性格を持っていることによる。すなわち，法典とは，「原則として既存の法源に対し排他的ないし優先的効力を有すること」ならびに「法典の編纂という行為自体に，その中に収められた個別規範の妥当根拠を認める」という特徴を持つ（西川洋一「『シチーリア王国勅法集成』の法源論」，海老原明夫編『法の近代とポストモダン』東京大学出版会　1993年，23頁から56頁。特に38頁）。『シチリア王国勅法集成』の序文が，「この法典が既存の法源に対し優先的効力を有すること」を以下のように宣言している。

「"Praesentes igitur Nostri nominis sanctiones in regno Nostro Siciliae [tantum]* volumus obtinere, quas, cassatis in regno praedictio legibus et consuetudinibus his Nostris constitutionibus adversantibus antiquatis, inviolabiliter ab omnibus in futurum observari praecipimus, in quas praecedentes regum Siciliae sanctiones et Nostras iussimus esse transfusas, ut ex eis, quae in praesenti Nostrarum constitutionum corpore minime continentur, nec robur aliquod neque auctoritas aliqua in iudiciis vel extra iudicia possint assumi."

従って，この余の名のついた定めを，余のシチリア王国のみで保持することを余は欲する。前述の王国における古の法や慣習，（それらのうち）この余の勅法に対立するものは無効にされ，この法文が犯しがたく全ての人によって未来にわたって遵守されることを余は命ずる。先任者たるシチリアの歴代諸王の法文や余の法文が，この諸勅法（＝勅法集成）に移されるように余は命じた。（というのも）現在の余の勅法集 constitutionum corpus に全く含まれないものから，なにがしかの確固たる効力やなにがしかの権威が裁判の内外で要求されることがないようにである。」

Die Konstitutionen Friedrichs II. von Hohenstaufen für sein Königreich Sizilien. Nach einer lateinischen Handschrift des 13. Jahrhunderts, hg. und übersetzt von Hermann Conrad, Thea von der Lieck-Buyken und Wolfgang Wagner, Köln/Wien, Böhlau, 1973, S. 4. *（[　] 内は，ヴァティカン写本 Vat. lat. 6770 に含まれておらず，他の刊行版を参考にして補正したことを示す。）

『シチリア王国勅法集成』序文の邦訳については，以下参照。清水廣一郎訳「シチリア王国勅法集成」『久保正幡先生還暦記念　西洋法制史史料選　II　中世』，創文社，1978年，136頁。西川，上掲論文，25頁。以上からみて，『シチリア王国勅法集成』に採録された「司法官」関係の条項は，「司法官」関連法規の全体であると考えてよいことになる。なお，『シチリア王国勅法集成』の「法典」としての性格については，以下の論文をも参照。久保正幡「Liber Augustalis について」『法制史研究』32（1982年），1頁から16頁。

(45) 前注(16)参照

(46) 前注(17)参照

(47) 前注(18)参照

(48) Colliva, Paolo: *Ricerche sul principio di legalità nell'amministrazione del Regno di Sicilia al tempo di Frderico II*, Milano, Dott. A. Giuffrè Editore, 1964, Cap. 4, pp. 153-210 (以下, Colliva, *Ricerche*..., p.と略記).

(49) 彼は,「司法官」制度以外の諸制度 (司法長官,「カピターネウスにしてマギステル・ユースティティアリウス」, カメラリウス等)の分析では, 法規範以外の史料, とりわけ1239年から40年の尚書局レギスターを用いて検討を行っている。

(50) Pedìo, Tommaso: I giustizierati provinciali del Regno di Sicilia nell'età federiciana, in: *Atti delle quarte Giornate Federiciane* (Oria, 29-30 ottobre 1977) (Società di storia patria per la Puglia. Convegni 10), Bari, Grafica Bigiemme, 1980, pp. 163-179.

(51) 本稿では,「司法官」管区の問題について, その詳細に関わることはできない。ここではただ以下11の管区が存在したことのみに触れておく。アブルッツォ, テッラ=ディ=ラヴォーロとモリーゼ伯領, プリンチパートとテッラ=ベネヴェンターナ, カピタナータ, テッラ=ディ=バーリ, テッラ=ドトラント, バシリカタ, ヴァル=ディ=クラーティとテッラ=ジョルダーナ, カラーブリア, サルソ川のこちら側のシチリア, そしてサルソ川の向こう側のシチリア。Pedìo, *op. cit.*, p. 170, n. 12; Colliva, *Ricerche*..., pp. 172-173; 坂上, 上掲論文, 94頁注(18)。

(52) Kamp, Die sizilischen Verwaltungsreformen..., S. 137-141.

(53) Martin, L'organisation..., pp. 83-86

1. ノルマン・シュヴァーベン時代の「司法官」制度と『シチリア王国勅法集成』の成立

『シチリア王国勅法集成』の分析に入る前に, ノルマン時代の「司法官」制度, さらにフェデリーコ2世統治時代初期の政治情勢と「司法官」制度, さらに『シチリア王国勅法集成』の制定過程について概観する。さらにまた本稿における『シチリア王国勅法集成』の分析方法についても触れておきたい。

(1) ノルマン時代の「司法官」制度(1)

1130年, パレルモにおいてルッジェーロ2世がシチリア王として戴冠を受け, シチリア王国が成立した(2)。これに対し戴冠直後から半島部貴族の反乱が

起こり，この反乱に続いて教皇・皇帝ロタール3世の連合軍も王国に侵入した(3)。しかし，これらの反乱・外敵侵入は1140年までには鎮圧され，終息した(4)。この反乱鎮圧の過程で，アプーリア地域，カープア地域に「司法官 iustitiarius」という新しい役職が導入されたとみられる(5)。これ以後，「司法官」制度は，グリエルモ1世，グリエルモ2世の下でも維持され，王国の地方司法・行政機構に定着した。ノルマン時代における「司法官」の制度発展については，史料も少なく(6)研究者の見解も一致していないが，「司法官」制度がグリエルモ2世時代までには一応の確立を見たことは史料から確認できる(7)。それゆえ本稿では，グリエルモ2世時代を中心にノルマン時代の「司法官」制度を概観してみたい。

まず，「司法官」の職務はいかなるものであったのか。これについては，いわゆるモンテ＝カッシーノ写本『アリアーノのアシーセ』において定義がなされている(8)。それによれば「司法官」は以下の犯罪に裁判権を持つとされている。

「強盗 latrocinia，家屋侵入 fracture domorum，公道での攻撃 insultus viarum，婦女暴行 vis mulieribus illata，決闘 duella，殺人 homicidia，神判 leges parabiles，ざん訴 calumpnie criminum，放火 incendia，違反者が身体と彼の財に関して宮廷の慈悲に服するようなすべての悪事(9)」

シチリア王国の裁判権は刑事裁判権と民事裁判権に分れていたが(10)，「司法官」はこのうちの刑事裁判権を担い，治安に関わる犯罪を裁いたのである。さらに，こうした職務の他に「司法官」は，封土に関わる訴訟にも関与していた(11)。その際，民事訴訟担当の役人たち(12)と「司法官」との権限を区分することが必要になる。この点においては，少なくともグリエルモ2世期までには以下の区分が定められたとみられる(13)。すなわち「司法官」が，軽罪の場合を除く刑事裁判権，ならびに封土に関する裁判権をもつ。他方，民事訴訟関連の役人は，軽罪への刑事裁判権，ならびに民事裁判権一般（ただし封土に関する裁判を除く）を担当した。ここで，刑事裁判権における軽罪とは

何か，この点が問題となる。これについてグリエルモ2世時代の法は以下の様に定義している。「軽微な窃盗 minima furta ならびに，以下のようなその他の違反，すなわち(違反者が)，身体と彼の財に関して宮廷の慈悲に服する必要がないような違反[14]」と。しかし，一般に「司法官」関連の法規範は僅少で，司法官の職務について（後代にみられるような）詳細な法規は存在しなかった[15]。

次に，「司法官」制度の機構・組織について概観してみたい。「司法官」は国王によって任命された[16]。「司法官」の任期は長期にわたり，終身であったと推定される事例もある。また，「司法官」職が世襲される場合もあった[17]。こうした，長期の任期・世襲の許容は，ノルマン時代司法官制度の特徴であり，フェデリーコ時代の制度とは相違していることをあらかじめ指摘しておきたい。「司法官」管区の成立ついては，研究者の見解は分かれている。すなわち，「司法官」制度確立当初から，細分化された管区が存在したとする考え方と，管区制度は漸進的に確立されたとする考え方である[18]。乏しい史料から断定的結論は下し難いが，すくなくとも管区の確立はノルマン時代後期に属するとみるのが妥当であろう。

「司法官」は各管区に複数，特に2名任命される例が多く[19]，共同して行動する場合が多かった。「司法官」への被任命者はいかなる階層に属していたのだろうか。少数の例外を除けば貴族層が多く，しかも（担当管区に所領を持つ）在地貴族が多くの場合「司法官」に任命された[20]。このような在地貴族への依存の理由を，ジャミスンは，ルッジェーロ2世以来の政策に帰している。すなわち「統治に地域の支持を確保しようとする政策 policy intended to ensure local adherence to the government」[21]である。この政策は，後述のフェデリーコ2世のそれと明らかな対照を示している。

「司法官」は，上位にいかなる役職・機構をもっていたのか。まず「治安長官 magister capitaneus totius Apulie et principatus Capue（軍務長官／司法長官）」[22]である。この役職は半島部の司法・行政・軍事を統括する役職であった。この「治安長官」の下に「司法官」は服していたとみられる。ただし，両者の関係についての史料は少なく，明確なことは不明である[23]。また，

グリエルモ1世期以降，中央司法機構の整備が進み[24]，「司法官」の上に「司法長官 magister iustitiarius」が置かれた。また上訴の機構も整備され，「司法官」の担当訴訟から，「大法廷」（これを「司法長官」が統轄する），あるいは王自身へ上訴する道が開かれた。

最後に，こうした裁判機構の他に，伯の刑事裁判権が「司法官」の裁判権と競合・併存していたことを指摘しておかなければならない[25]。すなわち，「司法官」は刑事裁判権を独占していたわけではなかったのである。伯は，ノルマン王朝以来，あるいは王朝成立以前からの伝統に則り，民事裁判権のみならず，刑事裁判権をも行使した[26]。つまり地域においては，「司法官」の裁判権と伯の裁判権が並存していたのである。さらに，伯のなかには自らの所領内で「司法官」職を担い[27]，あるいは自ら「司法官」職を代行者に委任することもあった[28]。また伯の他にも，各地域の大司教・司教・大修道院長や都市が，自らの支配地において刑事裁判権を行使した事例もあった[29]。

(2) シュヴァーベン朝初期の政治混乱と「司法官」制度

1189年，グリエルモ1世が36歳で死去した[30]。彼の予期せぬ早世は，王国に30年にも及ぶ混乱期をもたらすことになった[31]。まず，シチリア王位をめぐって，以下の2人による継承争いが起こった。第1に，ルッジェーロ2世の庶子アプーリア公ルッジェーロの子，レッチェ伯タンクレディである。さらに，ルッジェーロの末娘コスタンツァがドイツ王ハインリヒ6世（のち皇帝）と結婚していたため，ハインリヒも王位継承権を主張した。両者のうち，当初シチリア王国を掌握したのはタンクレディであった。彼は教皇の支持をもとりつけ，1190年，シチリア王として即位した。これに対して，1191年，ハインリヒはローマで皇帝戴冠をすませると，半島を南下，王国に侵攻する。しかし，ハインリヒはナポリ包囲に失敗し，撤退を余儀なくされた。かくして，タンクレディが，シチリア王位継承争いにおいて優勢を維持した。しかしながら，1194年，タンクレディが没すると，情勢はハインリヒ優位に転ずることになる。同年8月，ハインリヒは再びシチリア王国に侵入し，半島部・シチリア島を制圧し，1194年，12月25日，パレルモでシチリア王としての

戴冠を果たした(32)。以後，1266年に至るまで王国は，シュヴァーベン朝によって支配されることになる。さらにハインリヒには吉報が届いた。すなわち，戴冠の翌日(12月26日)に妻コスタンツァが，中部イタリアのイエージで男児を出産し，シュタウフェン・ノルマン両王家の血を引く継承者が誕生したのである(33)。これが，後のフェデリーコ2世である。かくして，シチリア王国の政治混乱は収拾されるかにみえた。しかしながら，事態はさらに暗転した。すなわち，ハインリヒ6世は王位獲得後わずか3年にして死去(1197年)したからである(34)。ハインリヒの死後，彼の子フェデリーコが3歳にして王位を継ぎ(35)，母コスタンツァが摂政となった(36)。しかし，彼女もまた翌1198年に死去したため(37)，幼いフェデリーコが王座に残されることになった。コスタンツァは自らの死に際し，ローマ教皇インノケンティウス3世をフェデリーコの後見人に指名し，教皇もまた自らの影響力を王国に行使しようと努めたが，シチリア王国の平和を保つことには成功しなかった(38)。こうして，シチリア王国は実質的統治者を失い，ドイツ系貴族(彼らはハインリヒに従ってシチリアに定着した)ならびに在地の貴族，教皇派勢力，王国内の都市，ピサ・ジェノヴァらが相争う戦乱が続くことになった(39)。その争いの渦中で，フェデリーコは，諸勢力にとって(自己の正統性主張のための)貴重な切り札とされ，在地貴族，ドイツ系貴族の「保護下」を転々としながら幼年時代を送った。

1208年，フェデリーコは成年に達し，親政を開始した(40)。しかし，シチリア王国全土が彼の権威を受け入れたわけではなかった。とりわけ，半島部の貴族はフェデリーコの権威を認めず，シチリア王国の混乱は続く。これに対し，1209年，フェデリーコはアラゴン王家から妻コスタンツァ・ダラゴーナを迎え(41)たが，彼はこの結婚に際しアラゴン王家からアラゴン騎士500名を派遣してもらい，この援兵をもって半島部の回復を図った。しかし，間もなくアラゴン騎士たちは疫病に倒れ，彼の計画は挫折した(42)。

このような王権再確立の動きに対し，ドイツ系貴族も対抗策をとった。彼らはドイツからの介入を求めたのである。ドイツでは，ハインリヒ6世の死後，シュタウフェン家とヴェルフェン家の争いが再燃し，この争いに勝利し

たのがヴェルフェン家のオットー4世であった(43)。フェデリーコの結婚と同じ1209年，オットーはイタリア遠征を行い，ローマでの皇帝戴冠を果たした(44)。戴冠後，オットーはピサに滞在していたが，そのオットーをシチリア王国のドイツ系貴族の使者が訪ね，シチリア王国が帝国に帰属する領土であると説き，王国へのオットーの介入を要請したのである(45)。ちなみに皇帝戴冠前，オットーは教皇インノケンティウス3世に対して，シチリア王国に関わるすべての権利を放棄していた。しかし，ドイツ系貴族の要請を受けてオットーは翻意し，シチリア王国征服の準備にとりかかり，翌1210年秋，王国へ侵入した(46)。その後オットーの軍は順調にシチリア王国の征服を進め，翌年9月には，半島部全体を制圧した(47)。このようにして，フェデリーコは深刻な危機に見舞われ，パレルモ港にガレー船を用意し，万一の場合には北アフリカに亡命する準備を整えるまでに至った。この危機を救ったのが，教皇インノケンティウス3世ならびにフランス王フィリップ2世(48)の外交工作であった。彼らはドイツ諸侯の皇帝オットーへの反乱を組織し，諸侯はオットーの廃位を決議，さらに彼に代るべき王としてフェデリーコをドイツへ招聘したのである。この知らせがオットーに届くと，彼は動揺し，直ちにドイツへの帰還を決定，シチリア王国からの撤退を開始した(49)。かくして，フェデリーコは危機を脱した。しかし，フェデリーコはただちに以下の選択を迫られることになった。すなわち，ドイツ諸侯の招聘を受け，オットーを追ってドイツに赴きドイツ王位・皇帝位をめざすか，あるいは招聘を拒否しシチリア王国に留まるか，との選択である。妻コスタンツァならびに側近は，後者の選択を王に勧めた。しかし，シュタウフェン家最後の直系としての自覚がドイツ行きをうながしたのみならず，以下の判断も重要な役割を果した。すなわち，皇帝冠を自らに確保しないかぎりシチリア王国への北方からの脅威は去ることがない，との判断である。こうしてフェデリーコはドイツ行きを決断し(50)，1212年，彼は北へ出発，かくして，シチリア王国は再び統治者を欠き，政治混乱はさらに続くことになった(51)。

以上，グリエルモ2世の死以降の政治混乱を素描してきたが，このような政治状況において，「司法官」制度はいかなる状態にあったのだろうか。国王

がめまぐるしく交代し，あるいは実行力ある国王を欠くことにより，「地方司法官」制度は解体してしまうか，少なくとも有力貴族・高位聖職者・都市などが自ら「司法官」を名乗り，あるいは「司法官」を任命することが常態となったと考えられる(52)。すでに，後者の傾向はノルマン時代にもみられたが(53)，そうした傾向にも国王の統制が及び，彼らの自立化に歯止めがかけられていた。このような統制が混乱期には消滅し，その結果有力貴族・高位聖職者・都市の自立化が進行した。デ・ヴェルゴッティーニは，(「司法官」を含め)混乱期の地方組織全体を，「法的には生きのびていたとはいえ，実際にはほとんど無機能の状態におかれていた」と結論づけているが(54)，彼の見解は妥当なものである。

(3) 1220年代の「司法官」制度と『シチリア王国勅法集成』の制定

(a) フェデリーコの王国帰還と「カープアのアシーセ」の布告

1212年，フェデリーコはドイツに赴き，同年暮れにはフランクフルトにおいてドイツ王として選出される(55)。さらに，1214年，ブーヴィーヌの戦いにおいてオットーは，フィリップ2世に敗北した。これによってフェデリーコの勢力がドイツにおいて優勢となった。翌，1215年，フェデリーコはアーヘンでの戴冠を果たす(56)。他方オットーは北ドイツに追いつめられ，1218年，死を迎えることになった(57)。かくして，フェデリーコの勝利が確定し，1220年，フェデリーコはアルプスを越えてイタリア遠征を行い，同年11月，ローマにおいて皇帝戴冠を果たした(58)。

戴冠後，フェデリーコは南に向かい，8年ぶりにシチリア王国に戻ってきた。これ以降，フェデリーコによる統治が再開されることになった。統治再開に当たって課題となったのが，なにより30年にもわたった政治混乱の収拾であった。特にこの政治混乱の過程で，王領地は荒廃，王領地住民は逃散，国王の諸権利は失われ，国王支配に属さない城砦が王国各地に多数建設されていた。こうした事態への対応が必要とされていた。加えて，王国の諸制度を再建すること，とりわけ「司法官」制度の再建が重要な課題の一つであった(59)。このため，1220年12月，すなわち王国への帰還直後，フェデリーコは

カープアで宮廷会議を開き，「カープアのアシーセ」を発布した(60)。このアシーセの内容は，年代記作者サン・ジェルマノのリッカルドゥス(61)によって伝えられており，全体で20の条文に分かれている(62)。このアシーセの冒頭においてフェデリーコは，グリエルモ2世時代の「良き慣行・慣習」に復帰することを宣言し(63)，国王の権力・権威回復のため，以下の要求をかかげている。すなわち，約30年間の混乱期に，不法に築かれた城砦を破壊するか，あるいは国王に引き渡すこと(64)。また混乱期の発給証書・特権を再確認すること，さらにその再確認のために証書を尚書局に提示すること，である(65)。

また「カープアのアシーセ」は，ノルマン時代諸制度の再建をうたい，その一環として，「司法官」制度再建をめざし，いくつかの規定を設けている。この「司法官」関連規定を検討することによって，統治再開時，どのように「司法官」制度の再建が図られたのか，その点を考察することが可能になるであろう。以下検討してゆきたい。

(b) 「カープアのアシーセ」における「司法官」制度

「カープアのアシーセ」において，以下の条項が「司法官」に関連している。

なにびとにも自力救済を禁止し，それに代って係争を，司法長官と「司法官」の面前での裁判に委ねること（3条)(66)。なにびとも盗人・追い剝ぎを受け入れてはならず，捕らえた盗人・追い剝ぎを司法長官ないし「司法官」に引き渡し，盗人・追い剝ぎを裁判に委ねること（5条)(67)。司法長官ならびに「司法官」は，ごまかしなくかつ迅速に裁判を行うむね宣誓すること（6条)(68)。都市における自治による役人任命を禁止し，法秩序ならびに王国の慣習に従い，「司法官」ならびに宮廷の役人が裁判を行うこと(14条)(69)。以上，その内容を要約するなら，ノルマン時代同様，治安に関わる犯罪（盗人・追い剝ぎ）への裁判権，つまり刑事裁判権が「司法官」（ならびに司法長官）に属することが再確認されたのである。

さらに18条は，ノルマン時代の「司法官」制度との関係，ならびに「司法官」制度のその後の発展を考える上で注目に値する。

「また，余は以下のように命じる。すなわち，いかなる聖界の者あるいは俗界の者も，これまで行われたきたなんらかの慣習に従って，彼らの所領において『司法官』管轄のことがらに関わる役職を，いかなる方法にても執行することを敢えて行ってはならない。しかしながら，ただし彼らが，余によってその役職を委ねられた『司法官』たちである場合にはこの限りではない。しかも，任命された『司法官』に関するすべてのことがらが，余によって決定されるべきこと。しかも，以下のようにあるべきである。すなわち，彼ら（＝『司法官』たち）は，（自らの管轄に）属する既定の事項に関して審理を行い，バイユールスはその他の事項を，すなわち前述の王（＝グリエルモ2世）の時代にバイユールスが審理していた事項を（審理すべきである）(70)。」（訳文中の括弧内は筆者による補足。以下史料引用は同じ原則による）。

この条項の後半は，「司法官」の任命権を含むすべての事項が王の決定によること，「司法官」の管轄事項はグリエルモ2世時代と同様であること，「司法官」・バイユールスの職務区分はノルマン時代と同様であることが述べられている。注目すべきは条項前半部分である。すなわち，ここでは高位聖職者・在地貴族層らが「『司法官』管轄のことがらiustitiaria」（すなわち刑事裁判権）に関わる職務を担うこと（言いかえれば高位聖職者・在地貴族層らが「司法官」職に就くこと）がこれまでの（すなわちノルマン時代の）慣習であったこと。しかしこの慣習が今後原則として禁止される。以上のことが規定されている。それゆえ，「カープアのアシーセ」は，ノルマン時代の制度再建をうたいながらも，この点ではノルマン時代の制度を変更し，高位聖職者・在地貴族層と「司法官」職との結びつきに制限を加えている。言いかえれば，王権による「司法官」への統制を，ノルマン時代よりもさらに強化していると見ることができる。また，この条項は，「司法官」制度のその後の発展を考える上でも注目される。というのも，1231年の『シチリア王国勅法集成』1巻49条（これについては後述する）において，在地貴族層・高位聖職者が「司法官」職から排除されるのだが，この「カープアのアシーセ」18条は，『シチリア王国勅法集成』1巻49条の先駆的法令であるといえるからである。もち

ろん，この「カープアのアシーセ」18条は，『シチリア王国勅法集成』1巻49条と比べれば在地貴族層・高位聖職者排除の徹底度において劣る。なぜなら，この「カープアのアシーセ」18条において，在地貴族層・高位聖職者は「司法官」職から完全に排除されているわけではなく，国王から「司法官」職を与えられるならば彼らも「司法官」としての役職執行（すなわち刑事裁判権行使）が可能である，とのただし書きが付いているからである。

以上，「カープアのアシーセ」における「司法官」関係条項の特徴をまとめてみたい。まず条項の内容面から，当時のシチリア王国の状況が見てとれる。すなわち，30年にわたる混乱期を経て，王国の治安悪化は深刻であったこと。このような状況に対し，治安回復策が早急に必要であり，このためノルマン時代の「司法官」制度再建が図られたことが読み取れよう。しかし，「カープアのアシーセ」18条においては，単なる制度再建策を越えて，王権による「司法官」職への統制強化が図られている。すなわち，在地の貴族層・高位聖職者による「司法官」職占有は，制限を受けたのである。

しかし，「カープアのアシーセ」における「司法官」関連諸条項は，未だその数も少なく(71)，「司法官」制度についていわば骨子が提示されただけであることも指摘しておきたい。このことは，「カープアのアシーセ」と，後述『シチリア王国勅法集成』における「司法官」関連条項の数を比較するだけでも明かになる。

(c) 『シチリア王国勅法集成』の制定と「新勅法」の追加

カープアのアシーセ以降，フェデリーコは，半島部ではモリーゼ伯ら王国内の有力貴族と戦い，彼らを王国から追放した(72)。またシチリア島においてイスラム教徒の「反乱」を鎮圧し(73)，彼らを半島部の都市ルッチェッラに移住させた。このようにしてフェデリーコは王国内における権力・権威の確立を果した。さらにその後1228年には，教皇グレゴリウス9世から破門されながらもフェデリーコは十字軍遠征に出発，聖地に赴き，アイユーブ朝のスルタン，アル＝カーミルとの交渉によって聖地イェルサレムを獲得し，翌1229年，王国に帰還する(74)。このような政治・軍事活動の反面，王国の諸制度に

関しては「カープアのアシーセ」以上の政策が取られることはなかった(75)。これは「司法官」制度にもあてはまる。

1230年，フェデリーコは教皇グレゴリウス9世と和解し(76)，それ以後，シチリア王国の制度改革に取り組む。その手始めとして彼は，1230年10月，王国全土の地方管区から4人づつ，法に通暁した古老を集め，地域の法について報告させた。彼らの諮問を顧慮しつつ立法草案がまとめられ，1231年6月，草案がメルフィの宮廷会議に提示され，9月，この草案が布告された。これが『シチリア王国勅法集成』である(77)。

その後も，フェデリーコは長期間シチリア王国に滞在し続けたわけではない。また彼は王国の内政のみに専念することもできなかった。すなわち，フェデリーコは，自らの死(1250年)までの約20年間を，ロンバルディア諸都市との争い，教皇権との闘争(1239年，フェデリーコの2度目の破門によって闘争は再燃した)に費やすことになったのである(78)。しかし，こうした闘争の合間をぬって，シチリア王国の制度確立がはかられてゆく。例えば，1240年のフォッジアの宮廷会議(79)，1244年のグロッセート，ならびに1246年のバルレッタの宮廷会議(80)などにおいて，それぞれ『シチリア王国勅法集成』に追加条項，すなわち「新勅法 Novella」が盛り込まれ，シチリア王国の法規整備・制度改革が行われたと考えられている。

(4) 『シチリア王国勅法集成』の構成と考察方法

『シチリア王国勅法集成』の最も完全な版（すなわち「新勅法」を含む版）において，各巻には以下の数の条項が含まれている。1巻は107，2巻は52，3巻は94である(81)。内容を概観すれば，1巻には司法・行政機構関係。2巻には訴訟法。3巻にはレーン法と刑法，及びその他様々な法が含まれている。『シチリア王国勅法集成』は1231年布告の諸条項を基礎としている。しかし，上述のように，現存の条項の全てが1231年に成立したわけではない。1230年代後半，あるいは1240年代の追加勅法(「新勅法 Novella」)が含まれている。従って，「司法官」関連法規を分析する際には，各条項の成立年代を確定しつつ検討を進める必要がある。しかし残念ながら，厳密な年代確定は現在まで

なされていない。というのも，『シチリア王国勅法集成』のオリジナルのテキストは存在せず，また各写本の系譜関係の検討作業，批判版の作成作業もいまだなされていない。このことが，各条項の成立年代確定を困難にしている。もちろん幾人かの研究者によって各条項の成立年代推定が行われているが，個々の条項の成立年代に関しては，意見が一致しないことも多いのである(82)。

しかしながら，大まかな成立年代確定を行うことは不可能ではない。というのも，『シチリア王国勅法集成』にはラテン語版の他に，ギリシア語版が存在するのだが，このギリシア語版について，研究者の見解は以下の点で一致しているからである。すなわち，このギリシア語版は1231年直後に作成されたものであり，1231年の『シチリア王国勅法集成』の姿を再現するものである，と(83)。それゆえ，1231年当時の条項群と，その後追加された「新勅法」との区別は，ギリシア語版に含まれているか否かを指標として判断することができる(84)。また，ノルマン諸王由来の諸条項も，ノルマン時代の諸史料とのつきあわせによって判断できる。それゆえ，『シチリア王国勅法集成』の諸条項は大まかに以下の3つに区分することができる。(1)ノルマン時代にさかのぼる諸条項。(2)1231年の諸条項。(3)「新勅法」。もとより，この区分は更に精緻にされることが望ましい(85)。しかし，「司法官」関連条項に関する限り，この3区分に基づいて考察を行うことによっても，いくつか興味深い特徴があらわれるのである。

2．『シチリア王国勅法集成』における「司法官」関連条項の分析

『シチリア王国勅法集成』において，「司法官」は54の条項において現れる(86)。ただし，「司法官」には9つの異なる名称が与えられており(87)，統一された役職名が定着しているわけではない。しかし，本稿では一括して「司法官」として扱う(88)。これら54条項のうち，1231年布告のものが32条項(89)(このうちノルマン時代起源と考えられるものが5条項)。その後追加された「新

勅法」が22条項である（このうちノルマン起源と考えられる条項が一つ）。

以下考察の順序として(1)前代（ノルマン時代・1220年代）の「司法官」制度と，1231年の『シチリア王国勅法集成』における「司法官」制度との比較に留意しながら，1231年の「司法官」関連条項を分析する。さらに(2)「新勅法」の分析を行う。

また，内容に即して「司法官」関係条項を以下の様に区分して検討を行う(90)。

(1) 定義・一般原則：「司法官」に関する一般規定
(2) 職務
  (a) 裁判権の範囲
  (b) 自らの管轄以外の裁判の補助
  (c) 職務執行上の手続き・注意
  (d) 裁判関連業務(91)：被拘束者の管理，保釈，出廷拒否者への対応など
  (e) その他
(3) 組織・機構（「司法官」の任命に関する規定を含む）
  (a) 任命
  (b) 上位の役職との関係
  (c) 下僚
(4) 職務規律

(1) 1231年の『シチリア王国勅法集成』における「司法官」制度

1231年の「司法官」制度を表1にまとめてみた。

表1　1231年の『シチリア王国勅法集成』おける司法官

分　類	条　項　・　内　容
(1)定義・一般原則	定義　C 1, 44 遍在の原則　C 1, 50
(2)職務	
(a)裁判権の範囲	・刑事裁判権 一般　C 1, 8 範囲の列挙　C 1, 44 ・Defensa 関係の訴訟審理・執行　C 1, 16；C 1, 17；C 1, 18 ・レーンに関する裁判権　C 1, 44；C 3, 5, 1 ・民事訴訟への限定的裁判権（特別な場合以外の介入禁止） C 1, 44 ・国庫が被告になる訴訟に関して，カメラリウスの訴訟結果の吟味。 C 1, 63 ・*姦通罪，聖職者に対する裁判を禁止。　C 3, 83*
(b)自らの管轄以外の裁判の補助	・貴族関係の裁判において，同輩判決訴訟執行者への審理経過の説明　C 1, 47
(c)職務執行上の手続き・注意	・訴訟両当事者の召喚，出頭期限　C 1, 96；C 1, 106；C 2, 12
(d)裁判関連業務	・弁護人の審査，任命，宣誓の受付　C 1, 83；C 1, 84 ・出廷拒否の際の予備追放，重追放。彼らの取扱。宮廷への報告義務。　C 2, 1；C 2, 4；C 2, 5 ・被拘束者・盗品の管理 （*盗人・盗品　C 1, 66, 1*；家畜泥棒：*C 3, 56* による *C 3, 54* の修正） ・保証人の受け入れを拒否　C 2, 10

分　類	条　項　・　内　容
(e)治安維持 その他	・武器携行禁止規定の遵守を徹底させる　C 1, 10 ・後見・レーン後見の執行　C 2, 43；C 3, 30 ・*遺失物届出報告の受付　C 3, 35* ・商人の違反営業の報告を受ける。　C 3, 49
(3)組織・機構	
(a)任命	・勝手な任命の禁止，その罰則（財産没収，罷免）　C 1, 48 ・教会の高位聖職者・伯たち・バロンたち・騎士・地域の共同体が自らの地において「司法官」職を担うことを禁止，あるいはなに者かを任命することを禁止。違反の場合は土地の没収。　C 1, 49 ・彼らの役職が買収されてはならないこと。　C 1, 44
(b)上位者に対する関係	・司法長官が巡回した際，「司法官」は職務を彼らに委ねる　C 1, 41 ・審理中に被告が，司法長官によっても召喚された場合の取り扱い　C 2, 22
(c)下僚	・必要な場合に城守・城砦勤務人を使役する。　C 1, 15
(4)職務規律	・*献身・助言義務　C 1, 37（C 1, 61, 3）*

下線部はノルマン時代の法を示す。

検討の順序としてまず第1に，ノルマン時代との制度上の連続性について検討したい。1231年の『シチリア王国勅法集成』における「司法官」関連条項のうち，ノルマン時代由来の条項が5つある。数としては多くはない。またそれらの条項は内容面でも，「司法官」の職務を体系的に規定したものではなく，「司法官」の職務について断片的に触れているにすぎない(92)。従って，ノルマン時代の法規がそのまま『シチリア王国勅法集成』に採用された例は少ないといえよう。しかし，このことだけで，ノルマン時代の制度との連続性が薄い，と結論づけることはできない。というのも，『シチリア王国勅法集成』44条は，「司法官」管轄の犯罪について以下の様に述べているのである。

「従って，彼ら『司法官』の審理が及ぶ対象，それは余の先任者たちのアシーセに含まれているものであるが，それを以下においてさらに明白に余は示すものである。すなわち，強盗 latrocinia・重大な窃盗 magna furta・家屋侵入 fracturae domorum，計画的攻撃 insultus excogitatus，放火 incendia，実のなる木・葡萄のつるの切断 incisiones arborum fructiferarum et vitium，婦女暴行 vis mulieribus illata，決闘 duella，大逆罪 crimina maiestatis，鋭利な刃物の利用（による犯罪）arma moluta，《他人により》課され，《あるいは他人のためある人々により》課され，《かつ侮られたる》Defensa，かつ一般に以下の犯罪について，すなわちそれにより罪を負わされたる者たちが死刑・四肢切断刑の罰を受けねばならない犯罪について(93)。」
（ただし，《　》内は，ギリシア語版にはなく，1231 年以後に挿入された部分である。以下同じ原則による）

まず，ノルマン時代の制度との連続性が自覚されていたこと，このことは下線部から明らかである(94)。それでは，内容面ではどうだろうか。ノルマン時代の「アリアーノのアシーセ」における「司法官」の職務についてはすでに言及した(95)が，その記述と，この 44 条を比較してみたい。列挙された犯罪のうち，強盗 latrocinia，家屋侵入 fracturae domorum，放火 incendia，婦女暴行 vis mulieribus illata，決闘 duella が文字通り一致している。さらにディルヒャーは計画的攻撃 insultus　excogitatus と公道での攻撃 insultus viarum とは一致すると考えている(96)。

逆に相違点はどうだろうか。ノルマン時代にあった殺人 homicidia，神判 leges parabiles，ざん訴 calumpnie criminum が消えている。このうち，神判は勅法 C 2，31(97) において廃止されており，この 44 条からも削除されることは当然である。またざん訴 calumpnie criminum は，（独立の犯罪としてではなく）C 2，14(98) において刑事訴訟手続きのなかに含めて取り扱われている。その結果，この 44 条で，取り上げる理由がなくなったと理解することができる。殺人 homicidia が消滅した理由については不明である。

逆に 44 条では重大な窃盗 magna　furta，実のなる木・葡萄のつるの切断

incisiones arborum fructiferarum et vitium，大逆罪 crimina maiestatis，鋭利な刃物の利用による犯罪 arma moluta，デーフェーンサ侵害が加えられている(99)。このうち，大逆罪 crimina maiestatis，デーフェーンサ侵害については，以下の推定が可能である。すなわち，ジャミスンによればノルマン時代後期以降，これらの犯罪の理論整理が進んだとされるが，おそらくこのような理論整理をふまえて1231年，『シチリア王国勅法集成』44条に大逆罪・デーフェーンサ侵害が加えられたと考えられる。また，重大な窃盗 magna furta についてはどうか。前述のごとくノルマン時代後期において，民事訴訟担当役人が「軽微な窃盗 minima furta」を扱うことが定められた(100)。これに対応して，「司法官」の職務として「重大な窃盗 magna furta」が定められ，職務の内に加えられたと考えられる。また，実のなる木・葡萄のつるの切断，鋭利な刃物（の利用による犯罪）が加えられたことについては，その状況は不明である(101)。しかし，王国の治安維持のため，この時代において特に顕著な犯罪を追加したものと考えることができるであろう。

結論として，ノルマン時代の「司法官」管轄の犯罪のうち，継承されたもの，削除されたもの・追加されたものが存在する。個々の犯罪の削除理由，あるいは追加理由については不明な点もあるが，しかし基本的な点，すなわち「司法官」が治安に関わる犯罪に対して裁判権，すなわち刑事裁判権を担うという点では，ノルマン時代からの制度の連続面をみることができる。

次に，ノルマン時代からの変化の側面を取り上げてみたい。すなわち，ノルマン時代の制度の連続としてはとらえきれない側面である。この変化の側面を以下3点挙げたい。まず第1に，条文の量が前代とは比較にならないほど増え，内容豊富になったことである。

また第2に，「司法官」の職務範囲がノルマン時代に比べ一層明確化されている。一例として，民事訴訟担当の諸役職と「司法官」との権限区分の問題をみてみたい。上述のように，「司法官」と民事訴訟担当役職との権限区分は，グリエルモ2世期に定められたが(102)，『シチリア王国勅法集成』44条（前記引用部分の続き）では以下のごとく，詳細に「司法官」の権限を定めている。

「しかも，20アウグスターリスを越えたものを，重大な窃盗として余は定める。たとえこの窃盗に関して民事上の訴訟がなされても。しかも，それより少ない額においても，《体刑に及ぶ》刑事上の告訴は，『司法官』の面前にてなされるべし。

『司法官』はカメラリウス・バイユールスの欠如（あるいは職務不履行）にあたっては民事訴訟も自らの役職にて審理することを知るべし。

すなわち，カメラリウス・バイユールスの欠如（あるいは職務不履行）とは以下のときと理解される。すなわち，彼ら（＝カメラリウス・バイユールス）に《上位者から*案件が委ねられ》，かつまた告訴の宣告がなされた日から2カ月たって後も，告訴者を，自らの業務において彼ら（＝カメラリウス・バイユールス）が義務を負い，行わねばならないかぎりにおいて満足させなかった（＝結審に至らなかった）場合。ただし，（事件の）解明が《もとめられ》その必要のため期限を越えてしまった場合を除く(103)。」

(*「上位者から」という文言はカルカーニ版に存在するが，コンラート版には存在しない。詳細は注(103)参照)。

このうち，とりわけ後半部分，すなわちカメラリウス・バイユールスの職務不履行の場合への対応は，この『シチリア王国勅法集成』ではじめて明確化されたものである。民事・刑事両裁判権担当者の役割分担を，起こり得る事態に対応し，可能なかぎり明確化しようとする意図がうかがえる。

同様の明確化は，封土関連の裁判権を扱う諸規定（同じく44条）にもうかがえる。また，「司法官」のみに関連する条項ではないが，2巻冒頭部分の訴訟手続き関連規定（C 2，1；C 2，4；C 2，5；C 2，10；C 2，12）も極めて詳細かつ具体的なものである(104)。この点については後述する。

ノルマン時代からの変化の第3点目として，次の49条に注目したい。

「従って，かくのごとき永遠に有効である余の規定により，教会の高位聖職

者，伯たち，バロンたち，騎士たちならびに地域の共同体に余は断固として以下のことを禁じるものである。すなわち，『司法官』職を自らの所領において担おうとしたり，なにびとかに『司法官』職を担うことを委任しようとすることをである。そうではなく彼らは，余から任じられた司法長官たち，ならびに『司法官』たちに職務を任せるべきである。この余の勅令に異を唱える者，（すなわち，『司法官』を）定めたる者，同様にそれに定められたる者も，彼らの土地の没収によって余は罰する(105)。

この条項によって，高位聖職者，伯，バロン，騎士，地域の共同体（すなわち都市）は「自らの所領 in terris suis」で「司法官」職を担うこと，さらに第三者に「司法官」職を委任することが禁止されたのである。「カープアのアシーセ」の同様の規定（18条）と比較すれば，（アシーセに付加されていた）留保条件が消滅していることが注目される(106)。高位聖職者・貴族・都市共同体による「司法官」職の獲得・委任禁止は「カープアのアシーセ」よりもはるかに徹底されたのである。イギリスのアブラフィアはその著『フレデリック2世　中世の皇帝』において，ノルマン・シュヴァーベン両時代の連続性を強調しているのだが，そのアブラフィアもまた，この1巻49条を「重要な革新」であると評価している(107)。高位聖職者・貴族・都市共同体による「司法官」職占有禁止規定は，1231年における変化の中で，最も注目すべき変化であると見てよい。

さて，ノルマン時代からの制度変化の問題を離れ，1231年段階の「司法官」制度それ自体を概観し，その特徴を見てみたい。まず，表1をみると，各条項の内容別区分のうち「(2)　職務」の「(a)　裁判権の範囲」，「(d)　裁判関連業務」，さらに「(3)　組織・機構」の「(a)　任命」に関する条項が豊富である。「(2)　職務」「(a)　裁判権の範囲」については，中心となる条項44条を筆頭に，民事訴訟への「司法官」の関わりなどを含め，条項が豊富である(108)。「(d)裁判関連業務」についてはどうか。『シチリア王国勅法集成』2巻冒頭において，訴訟手続きに関して詳細な規定が設けられているが，この部分を中心に

「司法官」の裁判関連業務が扱われている。例えば，告訴されても法廷に現れない者，すなわち出廷拒否者に対するきめ細かな対応（C 2，1；C 2，4；C 2，5)が定められているほか[109]，被拘束者・盗品の管理(C 1，66，1)[110]。あるいは保証人を立てることによって被告発者の収監を免除する制度（保釈制度）（C 2，10)[111]，弁護人制度(C 1，83；C 1，84)[112]，などについて豊富な規定が存在する。

また，「(3) 組織・機構」のうち「(a) 任命」についてみてみる。ここでは，前述49条が中心規定である。これについてはすでに紹介した[113]。また48条では，「司法官」の勝手な任命を禁止し，違法な被任命者を罷免し，違法な任命者・被任命者を財産没収をもって罰する，としている(C 1，48)[114]。ここでは，「司法官」制度に対し王権の統制を維持しようとする意図が明確にうかがえる。

反面，規定が少ない分野は，以下の各分野である。すなわち，「(2) 職務」のうちの「(c) 職務執行上の手続き」，「(3) 組織・機構」のうちの「(b) 上位者に対する関係」「(c) 下僚」，そして，「(4) 職務規律」である。

「(2) 職務 (c)職務執行上の手続き」においては，訴訟当事者の召喚に関わる手続き規定(C 1，96)[115]が存在するのみである。「司法官」の通常の職務執行手続き・注意規定としてはこの条項のみでは不十分である。また「(3) 組織・機構」も「(a) 任命」の分野を除いては規定が少ない。「(b) 上位者に対する関係」においては，司法長官との関連で2つの条項（C 1，41；C 2，22)[116]がある。しかし，「司法官」への司法長官の監督のありかた，あるいは両役職間における上訴の取り扱いについて規定は存在しない。機構関連の規定としてはこれでは不十分であろう。また「(c) 下僚」に関する規定は，必要な場合において城守・城砦勤務人を使役するとの規定（C 1，15)[117]以外には存在しない。

さらに特に注目しておきたいのは「(4) 職務規律」に関する規定の僅少さである。唯一の条項がC 1，37である[118]。これはノルマン時代由来の法規であり，内容も，職務への献身義務を促す一般的な規定である。この「(4) 職務規律」に関する規定の少なさは，「新勅法」との比較において著しい対照を

示す。それでは以下,「新勅法」をみてゆきたい。

(3)「新勅法」

続いて,「新勅法」の内容を,表2にまとめてみた。

表2　新勅法における司法官

分　類	条　項　・　内　容
(1)定義・一般原則	
(2)職務	
(a)裁判権の範囲	・刑事裁判権 範囲の列挙　C 1, 43；C 1, 92, 2 ・大逆罪関係訴訟の審理・執行　C 1, 38, 2 ・民事訴訟への限定的裁判権（特別な場合以外の介入の禁止） C 1, 51；C 1, 60, 1* 国庫が被告になる訴訟に関して,カメラリウスの訴訟結果の吟味。 C 1, 63
(b)自らの管轄以外の裁判の補助	・カメラリウス，バイユールスに対して助言と助力　C 1, 57, 2
(c)職務執行上の手続き・注意	・巡回の履行。犯罪への速やかな対処。犯罪人の追求・根絶。 C 1, 52, 1 ・一般審問　C 1, 53, 1；C 1, 53, 2 ・訴訟審理の3カ月以内の完了。延長の場合の手続き，訴訟費用の受入　C 1, 52, 2 ・訴訟両当事者の召喚，出頭期限　C 1, 56；C 1, 93, 1 ・告発者に訴訟への介入（特に訴訟停止・ざん訴）を防ぐこと C 1, 53, 4 ・代弁人の受け入れ，代弁人の司法官への提案の権利　C 1, 55, 1 ・レーン関係の訴訟処理の手続き　C 1, 55, 2

分　類	条　項　・　内　容
(d)裁判関連業務	・被拘束者の管理 （任官拒否者　C 1, 62, 2；現行犯，予備追放者，彼らの隠匿者，保証人を提示することができぬもの　C 1, 74, 費用負担の問題について　C 2, 10**） ・親族の投獄禁止　C 2, 10**
(e)その他	———
(3)組織・機構	
(a)任命	・「司法官」が担当の州との関わり（出身・利害関係・縁故関係）を持つ事の禁止。「司法官」の助役・書記にも同様の扱い。C 1, 51 ・個々の州に対して，1名の「司法官」のみが任命されること。1年の任期。「司法官」任命権は皇帝のみにあること。　C 1, 95, 1
(b)上位の役職との関係	・「司法官」が不法に逮捕・拘禁を行えば，司法長官に釈放の権限あり　C 1, 42, 1 ・カピターネウスあるいは司法長官による上訴受付，監督。「司法官」への抗議のカピターネウスによる受付　C 1, 43
(c)下僚	・各一名のユーデックス，文書書記　C 1, 95, 1 ・特別な場合にのみバイユールスを使役すること。 C 1, 55, 3；C 1, 57, 2
(4)職務規律	・担当管区とのつながりの厳禁 （役人一般とともに）任命された当該州において，借金・家屋の譲渡あるいは永代賃貸，州民との結婚・婚約・折衝の禁止。違反者は全財産の没収・職務解任。自分の裁判権に服する者といかなる契約を結んでもならないこと。相手方はすべての渡した財・債権などを没収。　C 1, 90, 1 ・買収の禁止 ・「司法官」やすべての役人ないし彼のファミリアが訴訟当事者からな

分　類	条　項　・　内　容
(4)職務規律	にものも受け取ってはならないこと。訴訟当事者以外からは飲食物を除くすべてのものの受取禁止。違反の場合は免職の上，4倍額を国庫へ支払う。　C 1，54 ・訴訟当事者からの物品の受け取りを禁止。買収の申し込みがあった場合には，それを皇帝に報告しなければならないこと。C 2，51 ・*代理人任命の禁止　C 1，58*・職務執行上の予算について　C 1，57，2 ・任務終了後の義務　C 1，95，2 ・一般会議において管区住民が「司法官」から受けた損害の訴えを行う　C 3，E 2

下線部はノルマン時代の法を示す。
*C 1，60，1の条文の主要部分は1231年の勅法であるが，「司法官」関連の部分はその後の挿入である。それゆえ本稿では「新勅法」に加えた。
**C 2，10も主要部分は1231年の勅法であるが，被拘束者の費用負担の問題，ならびに被疑者の親族を被疑者にかわって投獄することを禁止した部分は，後代の挿入部分であり，「新勅法」に加えた。

「新勅法」には，ノルマン時代の勅法C 1，58が含まれる。この勅法は，1231年段階では『シチリア王国勅法集成』に加えられず，その後に復活されたと見られる(119)。これは，「(4)　職務規律」に関わる条項であり，内容は「司法官」による代理職任命禁止である。このノルマン時代の条項がなぜ復活させられたのだろうか。その理由の考察は，「職務規律」関連の「新勅法」を検討する際に行いたい。

以下，C 1，58以外の「新勅法」の分析に移る。

「新勅法」22カ条を内容別に検討してみると，興味深い特徴が現れてくる。以下3点を指摘したい。第1に「(2)　職務」の「(c)　職務執行上の手続き・注意」に関する規定は，1231年の制度と比較して，はるかに内容豊富になっ

ている。特に「司法官」の通常の業務執行について詳しい規定が設けられている。すなわち,「司法官」が管区を巡回して裁判を行うこと,犯罪に速やかに対処すること,犯罪人を追求・根絶すること(C 1, 52, 1)[120],訴訟を迅速に執行すること,訴訟費用の受け入れについて(C 1, 52, 2)[121]。また,一般審問制度についても規定が設けられている。一般審問制度とは,地方の名望家と協力して,訴えがなくとも職権により地域の犯罪を摘発する制度である(C 1, 53, 2)[122]。このように「司法官」の業務執行に関わる規定が,1231年段階よりも充実したものになっている。

第2に「(3) 組織・機構」分野においても「(a) 任命」,「(b) 上位の役職との関係」,「(c) 下僚」の各分野において,多くの規定が加えられている。以下,それら追加規定の性格を検討してみたい。

まず,「(a) 任命」において,C 1, 51は以下のように定める。

「(以下のような)『司法官』が各管区に任命されるべきである。(すなわち),余が彼ら(=『司法官』)に定めたる管区の出身者ではない者。かつ管区内に住居をもっていない者,習わしでは行われているようだが,自らの財の大部分をそこ(=管区)に置いておらず,その管区において彼自身あるいは彼の息子たちを通じて,とりわけ持参金として不動産を受けとって,親族関係をその場所(=管区)で取り結んでいない者たちを[123]。」

前述のように,(1231年の)勅法49条によって,貴族・高位聖職者・都市共同体は,彼らの「所領」において「司法官」職を担うことを禁止された。「新勅法」51条は49条の規定をさらに徹底させたものである。すなわち,51条では当該管区の出身者一般,ならびに管区に財産・姻戚関係を持つ者が,「司法官」職から排除されたのである。この51条の目的は,もはや在地有力者の介入防止ではなく,「司法官」と該当管区との癒着の源を絶つことである。その意味でこの規定は,職務規律関連規定と密接なつながりを持っているといえよう[124]。

また「司法官」の管区ごとの数・任期も，「新勅法」においてはじめて規定された。すなわち，個々の管区に対して，1名の「司法官」のみが任命されること，かつ「司法官」の任期が1年とされたのである（C 1，95，1）(125)。ただし，必要な場合には任期延長は可能であった。

「(b) 上位者との関係」においても，「司法官」と上位者との関係が従来より精密に規定されている。特に43条(126)においては，王国を南北に二分して(127)，それぞれに「カピターネウスにしてマギステル・ユースティティアリウス Capitaneus et magister iustitiarius」が任命され，彼らが「司法官」の監督を行うと共に，「司法官」担当訴訟の上訴を受け付けた(128)。さらに「司法官」の活動に対する不満・苦情の受け付けをも「カピターネウスにしてマギステル・ユースティティアリウス」が行う。コッリーヴァは，この「カピターネウスにしてマギステル・ユースティティアリウス」という役職導入と，政治情勢との関連を指摘している(129)。しかし，「司法官」制度変遷過程から見るなら，この役職導入について，司法制度・機構上の要請をうかがうことができる。すなわち，司法長官と「司法官」との間に，媒介項（あるいは中間段階）を設定し，従来以上に円滑に司法業務を進めるとの要請である。

「(c) 下僚」についても，「新勅法」において具体的規定が初めて加えられた。すなわち，「司法官」がユーデックス，書記を各1名もつことが規定されたのである（C 1，95，1）(130)。

以上の検討をふりかえりここで，「(3) 組織・機構」分野の規定の特徴をまとめてみたい。1231年段階の勅法においては「(3) 組織・機構」分野の規定が不十分であったことを先に指摘した。こうした不備が「新勅法」においては是正され，任命，上位者との関係・下僚の各分野で，規定の追加がなされた。言いかえれば「新勅法」においてようやく，組織に関わる法規整備がなされたのである。

第3の特徴は，「(4) 職務規律」関連規定の著しい増加である。すでに指摘したように，1231年の『シチリア王国勅法集成』においては，職務規律関連規定はわずか1項目であった。しかし，「新勅法」では，以下の職務規律関連規定が加えられた。担当管区とのつながりの厳禁，さらに，買収を受けるこ

との禁止(C 1, 48; C 1, 90, 1)[131], 職務執行上の予算についての規定(C 1, 57, 2)[132]。である。しかも, 担当管区との癒着・腐敗禁止規定が整備されただけではない。「司法官」の職務執行に対する監視機構も設けられた。すなわち「新勅法」は以下二重の監視機構を設けている。まず, 上役「カピターネウスにしてマギステル・ユースティティアリウス」による恒常的監督 (C 1, 43)[133] を受ける。これを上からの監視と呼ぶなら, 下からの監視と呼ぶべき機構が2つある。すなわち, 第1に,「司法官」は職務を終えたのち, 50日間, 下僚とともに任地に留まる。そして任期中に不正がなかったかどうか, 住民による告発が受け付けられ, 後任「司法官」がこの訴えを受理する (C 1, 95, 2)[134]。第2に, 管区住民による監視手段として「一般集会 generalis curia」がある (C 3, E 2)[135]。この「一般集会」は, 年2回, 8日から14日間, 王国の6カ所において開かれる。その参加者は聖職者, 貴族, 都市代表, 地域の有力者などである。この「一般集会」において聖俗すべての住民が,「司法官」から与えられた損害について訴えることができるのである[136]。

さきに, ノルマン時代の勅法C 1, 58(「司法官」の代理職人任命禁止)が,「新勅法」において復活させられたことに触れた[137]。「新勅法」における職務規律関連規定の増加という文脈から見るなら, C 1, 58復活の理由も明確になる。すなわち, 職務規律強化についての関心が高まる中で, ノルマン時代由来の法規が注目され, 復活されたのであろう。

以上の分析をふまえ,「新勅法」における「司法官」関連条項の検討結果をまとめてみたい。1231年においては不十分であった分野, すなわち,「司法官」職の実務運営,「司法官」制度の具体的組織, これらの分野の法規が,「新勅法」において整備された。また職務規律関連の諸規定も, ほとんど「新勅法」において整備されたものであること, 以上2点が明らかになった。従来, 定説的見解は,『シチリア王国勅法集成』を主要史料として,「司法官」の活動・組織・職務規律を描いてきたが, こうした活動・組織の規定の多くが, さらに職務規律関連規定のほとんど全てが,「新勅法」においてはじめて(法規として)設けられたものだったのである。この点に従来の「司法官」制度研究は注目することはなかった。それゆえ, ここで特に強調しておきたい。

「司法官」の活動・組織関連規定の多く，また職務規律関連規定のほとんど全てが「新勅法」において整備されたこと。このことをふまえれば，次に「司法官」関連の法規と「実務」との関係がいかなるものであったかが興味深い問題となるであろう。この点に関しては，コッリーヴァの指摘が示唆に富む(138)。すなわち，フェデリーコ2世時代シチリア王国の法規には，以下のような経過で成立した法規も存在した。すなわち，まず，法規という形ではなく，個々の制度を「命令（mandata)」，あるいは（個別の案件に関する国王の）「回答書（literae responsales)」という手段によって試験的に運用する。そして実際の運用の中でその制度の有効性を確認し，その上で最後に法規を作り，制度を確定する。このような法規，言わば「『試行期間』を経て成立した法規」が一部にみられる，とコッリーヴァは指摘したのである。実際，「司法官」関連規定のうち，「司法官」の活動・組織関連の諸規定は，法規成立前にすでに実行に移されていたことがうかがえる(139)。コッリーヴァ自身は，「司法官」制度関連の諸規定をこうした「『試行期間』を経て成立した法規」には加えていないが，少なくともその一部はこのような成立経過をたどったとみてよい。しかし，「司法官」関連法規のすべてが，そのような「『試行期間』を経て成立した法規」に含まれるかどうかは疑問である。とりわけ，職務規律関連法規は，むしろ現実に多くの腐敗が存在し，そうした腐敗への（おそらくは緊急の）対応策として整備された，と考えることが自然であろう。もとより，法規のみの分析ではこの様な「法規範と実務との関係」に十分な回答を与えることはできない。この点は，法規以外の史料とのつきあわせによって，さらに解明を行う必要がある。この点は今後の課題としたい。

以上の考察をまとめ，ノルマン時代から1231年までの「司法官」制度の連続性と変化の問題，さらに1231年以降，「新勅法」にいたる法規成立過程の問題を概観してみたい。まず第1に，すでにノルマン時代に「司法官」制度の基礎は存在していた。しかしノルマン時代においては，「司法官」制度関連の法規は少なく，それらの法規は「司法官」の（制度の細部にまで及ぶ）網羅的規定ではなかった。加えて高位聖職者・貴族・都市共同体などによる刑

事裁判権の行使，さらには「司法官」職の占有や世襲，代理職任命も許容されていた。

王朝交替期の混乱を経て，1220年，「カープアのアシーセ」公布以後，フェデリーコ2世の統治がはじまる。フェデリーコはそれ以前の政治混乱を収拾し，（ノルマンの）伝統への復帰を唱えつつ王権再確立政策を進めてゆく。「カープアのアシーセ」にみられる「司法官」関連規定もまた，ノルマン時代の「司法官」制度を継承し，その再建をめざしたものであった。ただし，「高位聖職者・在地貴族層による『司法官』職占有には国王による承認が必要である」との規定が設けられ，王権による統制強化が図られた。この点はノルマン時代との相違である。しかし，ノルマン時代同様，「司法官」関係法規は少なく，網羅的なものではなかった。

1231年の『シチリア王国勅法集成』公布をもって，「司法官」制度の新時代が始まる。このとき，「司法官」関連法規は従来に比べると顕著に増加し，しかもノルマン由来の諸規定のさらなる明確化が図られた。さらに，高位聖職者・貴族・都市共同体による（所領内での）「司法官」職占有が禁止され，刑事裁判権の（王権による）専有という王の意図が明確にされた。内容面においては，1231年の『シチリア王国勅法集成』では，以下2つの分野を中心に「司法官」制度が整備された。すなわち，第1に「司法官」の職務のありかた（裁判権の範囲，裁判関連業務，とりわけ訴訟手続き）をめぐる諸規定であり，第2に「司法官」の任命に関わる諸規定である。ただし，「司法官」の具体的な職務執行手続きや諸注意，組織関連の法規は未整備であり，職務規律に関わる法規はほとんど存在しなかった。

1231年の『シチリア王国勅法集成』公布以後，「新勅法」が追加された。「新勅法」において「司法官」の職務執行上の手続き・諸注意，組織・機構面（上位の役職，下僚との関係など）の法規整備がなされた。さらに「司法官」の腐敗防止，ならびに担当管区との癒着防止を目的として，職務規律関連法規が整備された。

注

(1) ノルマン時代の司法官については，以下の文献に依拠した。Jamison, Evelyn M. The norman administration of Apulia and Capua, more especially under Roger II. and William I. 1127-1166, in: *Papers of the British School at Rome* 6 (1913) pp. 211-481; Reprint: *The Norman Administration of Apulia and Capua. More especially under Roger II. and William I. 1127-1166*, Aalen, Scientia, 1987. (以下，引用は後者から行い，Jamison, *The norman administration...*, p.と略記)；山邉規子「十一～十二世紀の南イタリアの司法官」『イタリア学会誌』32回 (1983年)，16頁から31頁 (以下，山邉「司法官」と略記)。高山博『中世地中海世界とシチリア王国』，東京大学出版会，1993年，186頁；217頁から221頁；267頁から268頁；346頁から348頁 (以下，高山『中世地中海世界』と略記)；Matthew, Donald, *The Norman Kingdom of Sicily*, Cambridge/New York, Cambridge University Press, 1992. (以下，Matthew, *The Norman Kingdom...*, p.と略記)。

(2) ノルマン・シチリア王国の成立については，高山博『中世地中海世界』，183頁から184頁。高山博『神秘の中世帝国—ヨーロッパ，ビザンツ，イスラム文化の十字路—』，東京大学出版会，1995年，83頁から86頁 (以下，高山『神秘の中世帝国』と略記)。山辺規子『ノルマン騎士の地中海興亡史』，白水社，1996年，177頁から179頁 (山辺『ノルマン騎士』と略記。)。Matthew, *The Norman Kingdom...*, pp. 33-37

(3) 高山『中世地中海世界』，184頁から188頁。高山『神秘の中世帝国』，86頁から88頁。山辺『ノルマン騎士の地中海興亡史』，180頁から182頁。Matthew, *The Norman Kingdom...*, pp. 38-53.

(4) Matthew, *The Norman Kingdom...*, pp. 50-53.

(5) Romualdus Salernitanus, Chronicon, a cura di C. A. Garufi (Rerum italicarum scriptores 7,1), Cittã di Castello, 1909-1935, p. 226. 司法官制度の成立については cf. Jamison, *The norman administration...*, pp. 302-307；高山『中世地中海世界』，186頁，217—219頁。山邉「司法官」，23頁。Colliva, *Ricerche...*, p. 155.

(6) 山邉「司法官」，17頁；26頁。Matthew, *The Norman Kingdom...*, p. 249.

(7) Colliva, *Ricerche...*, pp. 157-158.山邉「司法官」，25頁。

(8) いわゆる『アリアーノのアシーセ』をめぐる議論については，以下を参照。高山『中世地中海世界』，240頁から241頁，注(12)。Matthew, *The Norman Kingdom...*, pp. 185-187; Colliva, *Ricerche...*, pp. 155-158.

(9) "Sancimus ut latrocinia, fracture domorum, insultus viarum, vis mulieribus illata, duella, homicidia, leges parabiles, calumpnie criminum, incendia, forisfacte omnes, de quibus quilibet de corpore et rebus suis mercedi curie debeat subiacere a iustitiar-

iis iudicentur, clamoribus supradictorum baiulis depositis, cetera vero a baiulis poterunt definiri.", Monti, Gennaro Maria: *Lo Stato normanno svevo. Lineamenti e ricerche*, Trani, Vecchi & C., 1945, p. 159.

(10) Jamison, *The norman administration...*, p. 317.

(11) Jamison, *The norman administration...*, p. 321；山邉「司法官」，25頁から26頁。

(12) 民事訴訟においては，既存の都市裁判官などが，(ノルマン時代以前に)引き続き裁判を担当していた。彼らはバイユールスと総称された。バイユールスの上役として，カメラリウスが民事訴訟を扱っていた。cf.山邉規子「ノルマン朝シチリア王国に関する一考察－財務組織を中心として－」『史林』64巻6号（1981年）84頁から117頁。

(13) ただしこの区分は，『シチリア王国勅法集成』に含まれたノルマン時代由来の法，C 1，65を典拠としている。Jamison, *The norman administration...*, p. 318; Dilcher, Hermann: *Die sizilische Gesetzgebung Kaiser Friedrichs II. Quellen der Constitutionen von Melfi und ihrer Novellen*, Köln/Wien, Böhlau, 1975, S. 285 u. Anm. 1).

(14) C 1, 65 "Super minimis etiam furtis et aliis offensis, de quibus comprobati poenam sui corporis vel ablationem menbrorum incurrere non deberent, audientiam suam (=baiuli) impertiri debebunt." *Die Konstitutionen Friedrichs II. von Hohenstaufen für sein Königreich Sizilien. Nach einer lateinischen Handschrift des 13. Jahrhunderts*, hg. und übersetzt von Hermann Conrad (†), Thea von der Lieck-Buyken und Wolfgang Wagner, Köln/Wien, Böhlau, 1973, S. 102f. ただし，ここで「軽微な窃盗 minima furta」とはいかるものを指すか，この点は条文中では触れられていない。

(15) 本稿53頁参照

(16) Jamison, *The norman administration...*, p. 316.

(17) Jamison, *The norman administration...*, pp. 315-316.

(18) Jamison, *The norman administration...*, p. 336. は管区は早期に成立したとみている。これに対する見解は，山邉「司法官」，23頁。高山『中世地中海世界』，218頁から219頁。

(19) Jamison, *The norman administration...*, p. 380; Colliva, *Ricerche...*, p. 155; Besta, Enrico: *II diritto pubblico nell'Italia meridionale dai Normanni agli Aragonesi*, Padova, CEDAM, 1929, p. 68; Monti, *op. cit.*, p. 21;. De Vergottini, Giovanni: *II diritto pubblico italiano nei secoli XII-XV*., seconda edizione, vol. 2, Bologna, Dott. Cesare Zuffi Editore, 1957, p. 52.

(20) Jamison, *The norman administration...*, pp. 311-315.

(21) Jamison, *The norman administration...*, p. 314.

(22) この役職については，Jamison, *The norman administration...*, pp. 282-302；高山『中世地中海世界』，260頁から264頁。

(23) Jamison, *The norman administration...*, p. 294

(24) Jamison, Evelyn M. Judex Tarentinus. The career of Judex Tarentinus magne curie magister justiciarius and the emergence of the Sicilian regalis magna curia under William I and the regency of Margaret of Navarre, 1156-1172, in: *Proceedings of the British Academy* 53 (1967) pp. 289-344; reprinted in: *Studies on the History of Medieval Sicily and South Italy*, edited by Dione Clementi and Theo Kölzer, Aalen, Scientia, 1992, pp. 467-522；山邉「司法官」，24頁から25頁。高山『中世地中海世界』，259頁，291頁。

(25) Jamison, *The norman administration...*, pp. 329-330; Besta, *op. cit.*, pp. 64-66; Monti, *op. cit.*, pp. 23-26.

(26) Jamison, *The norman administration...*, pp. 329-336; Jamison, Evelyn M. The administration of the county of Molise in the Twelfth and Thirteenth Centuries, in: *English Historical Review* 44 (1929) pp. 548-550; reprinted in: *Studies on the History of Medieval Sicily and South Italy*, pp. 20-22（以下，引用は後者から行い，Jamison, The administration of the county of Molise, p.と略記)。Besta, *op. cit.*, p. 65; Monti, *op. cit.*, p. 25.

(27) Jamison, The administration of the county of Molise, p. 15.

(28) Jamison, *The norman administration...*, p. 335.

(29) Jamison, *The norman administration...*, pp. 330-331.

(30) 山辺『ノルマン騎士』，203頁

(31) グリエルモ2世の死からハインリヒ6世のシチリア王位獲得までの政治状況については，Matthew, *The Norman Kingdom...*, pp. 285-291；山辺『ノルマン騎士』，204頁から209頁。

(32) Matthew, *The Norman Kingdom...*, p. 291；山辺『ノルマン騎士』，209頁。

(33) Kantorowicz, *Friedrich II.*, S. 11; 7 Aufl. S. 12(前節注(12)参照)。Van Cleve, Thomas C., *The Emperor Frederick II of Hohenstaufen. Immutator Mundi*, London, Oxford University Press, 1972, p. 18.（以下 Van Cleve, *The Emperor Frederick II...*, p.と略記)；Schaller, Hans Martin, *Kaiser Friedrich II. Verwandler der Welt*, Göttingen/Frankfurt a. M./Berlin, 1964; 2. Aufl. Göttingen/Frankfurt a. M./Zürich, Musterschmidt, 1971, S. 11（以下，Schaller, *Kaiser Friedrich II.*, S.と略記)。

(34) Kantorowicz, *Friedrich II.*, S. 16f.; 7 Aufl. S. 17; Van Cleve, *The Emperor Frederick II...*, p. 24; Schaller, *Kaiser Friedrich II.*, S. 12.

(35) Kantorowicz, *Friedrich II.*, S. 20.; 7 Aufl. S. 20; Van Cleve, *The Emperor Frederick II...*, p. 36.

(36) Matthew, *The Norman Kingdom...*, pp. 294-297.

(37) Kantorowicz, *Friedrich II.*, S. 21; 7 Aufl. S. 21; Van Cleve, *The Emperor Frederick II...*, p. 37; Schaller, *Kaiser Friedrich II.*, S. 13.

(38) Matthew, *The Norman Kingdom*..., pp. 298-306.

(39) この混乱期については，Tramontana, Salvatore, La monarchia normanna e sveva, in: AA. VV., *Storia d'Italia*, diretta da Giuseppe Galasso, vol. 3: II Mezzogiorno dai Bizantini a Federico II, Torino, UTET, 1983, pp. 659-662; rist. separata s. t., Tramontana, Salvatore, *La monarchia normanna e sveva*, Torino, UTET, 1986, pp. 225-228（以下引用は後者から行い，Tramontana, *La monarchia*..., p.と略記)。

(40) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 36; 7 Aufl. S. 33; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., p. 61; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 15.

(41) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 37; 7 Aufl. S. 34; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., pp. 65-66; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 16.

(42) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 38; 7 Aufl. S. 34; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., p. 66.

(43) Grundmann, Herbert: Wahlkönigtum, Territorialpolitik und Ostbewegung im 13. und 14. Jahrhundert (1198-1378), in: *Gebhardts Handbuch der deutschen Geschichte*, Bd. 1, Stuttgart, 1970; Zweiter unveränderter Nachdruck, Stuttgart, Klett-cotta, 1981, S. 429-435.

(44) Ebd., S. 436.

(45) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 47; 7 Aufl. S. 43; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., p. 72.

(46) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 49; 7 Aufl. S. 44; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., p. 73; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 19.

(47) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 50; 7 Aufl. S. 45.

(48) ヴェルフェン家とイングランド王家が姻戚関係にあったため，フランス王家はシュタウフェン家と友好関係にあった。

(49) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 51f.; 7 Aufl. S. 46f; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., p. 76; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 20.

(50) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 52f.; 7 Aufl. S. 47; Matthew, *The Norman Kingdom*..., p. 309.

(51) Matthew, *The Norman Kingdom*..., pp. 310-314.

(52) De Vergottini, *op. cit*, p. 54.

(53) 本稿 39 頁参照。

(54) De Vergottini, *op. cit*, p. 55.

(55) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 61f.; 7 Aufl. S. 55; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., p. 86; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 22.

(56) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 69f.; 7 Aufl. S. 61; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., p. 96; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 23.

(57) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 72.; 7 Aufl. S. 64; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* . . ., p. 112.

(58) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 100-102.; 7 Aufl. S. 87-89; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* . . ., pp. 132-135; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 24.

(59) これ以後，1220年代のフェデリーコのシチリア王国統治については，Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 102-153.; 7 Aufl. S. 89-131; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* . . ., pp. 139-157; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 26-30. Sthamer, Eduard: *Die Verwaltung der Kastelle im Königreich Sizilien unter Kaiser Friedrich II. und Karl I. von Anjou (Die Bauten der Hohenstaufen in Unteritalien*, hrsg. vom Preussischen Historischen Institut in Rom. Ergänzungsband I), Leipzig, Karl W. Hiersemann, 1914, S. 5f..

(60) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 108.; 7 Aufl. S. 93; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* . . ., p. 139; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 26f.

(61) *Riccardus de Sancto Germano, Chronica*, a cura di Carlo Alberto Garufi (Muratori, Rerum Italicarum Scriptores, N. S., 7, 2), Bologna, Nicola Zanichelli, 1937-38.

(62) *Ibid*., pp. 88-93.

(63) *Ibid*., p. 88.

(64) *Ibid*., p. 92.

(65) *Ibid*., p. 91.

(66) "[III] Precipimus etiam, ut nullus sua auctoritate de iniuriis et excessibus dudum factis uel faciendis se debeat uindicare aut presalias seu represalias facere aut guerram mouere: set coram magistris iustitiariis uel iustitiariis suam iustitiam experiatur.", *ibid*., p. 89.

(67) "[V] Precipimus etiam ut nullus furem aut latronem recipiat: immo a quocumque in malefitio fuerit deprehensus, Magistris iustitiariis uel iustitiariis contrate presentetur, ut de eo iustitia fiat.", *ibid*., p. 89.

(68) "[VI] Item ordinamus ut Magistri iustitiarii et iustitiarii, qui a nobis fuerint ordinati, iurent ad sancta Dei evangelia, ut unicuique conquerenti iustitiam faciant sine fraude, et quam citius poterunt sine fraude conquerentes expediant.", *ibid*., p. 89.

(69) "[XIIII] Item precipimus ne in aliqua ciuitate ordinetur potestas, consulem aut rectorem non habeant, set baliuus per ordinatos camerarios curie statuatur, et iustitia per iustitiarios et oridinatos curie regatur iuris ordine et approbatis Regni consuetudinibus obseruetur.", *ibid*., p. 91.

(70) "[XVIII] Item precipimus ut nulla ecclesiastica persona uel secularis pro aliqua consuetudine hactenus facta presumat in terris suis offitium iustitiarie modo

quolibet exercere, nisi tamen illi iustitiarii, quibus fuerit a nobis offitium commissum; set omnia per iustitiarios ordinatos a nobis finiantur. Ita tamen quod iustitiarii de certis capitulis, que ad iustitiam pertinent, cognoscant, et baiuli de aliis, de quibus predicti regis temporibus cognoscebant.", *ibid*. p. 92.

(71) この点では，ノルマン時代と同様である。

(72) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 108-113; 7 Aufl. S. 94-98; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 27. Sthamer, a. a. O., S. 5-7.

(73) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 120-124; 7 Aufl. S. 103-107; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., pp. 151-153; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 27f.

(74) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 154-194; 7 Aufl. S. 132-165; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., pp. 179-228; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 33-40.

(75) Colliva, *Ricerche*..., pp. 158-159.

(76) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 192f.; 7 Aufl. S. 163f.; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., p. 231; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 39f.

(77) 『シチリア王国勅法集成』の制定経過については，Dilcher, Hermann: Constitutiones Regni Siciliae. Einführung, in: *Constitutiones Regni Siciliae "Liber Augustalis", Neapel 1475*. Faksimiledruck mit einer Einleitung von Hermann Dilcher, Glashütten/Taunus, Verlag Detlev Auvermann KG, 1973, S. 12f. (以下，Dilcher, Einführung, S.と略記)。

(78) Kantorowicz, *Friedrich II*., S. 340-632; 7 Aufl. S. 286-528; Van Cleve, *The Emperor Frederick II* ..., pp. 349-530; Schaller, *Kaiser Friedrich II*., S. 63-84.

(79) Caruso, Angelo: Indagini sulla legislazione di Federico II di Svevia per il Regno di Sicilia. Le leggi pubblicate a Foggia nell'aprile 1240, in: *Archivio storico pugliese* 4 (1951) S. 41-68; rist. in: Anna Laura Trombetti Budriesi (Antologia di scritti a cura di), *II «Liber Augustalis» di Federico II di Svevia nella storiografia*, Bologna, Pâtron Editore, 1987, pp. 145-194.

(80) Caruso, Angelo: Le leggi di Federico II pubblicate a Barletta nel mese di ottobre del 1246, in: *Studi in onore di Riccardo Filangieri di Candida*, 3 vols., Napoli 1959, vol. 1, pp. 217-242; rist. in: *II «Liber Augustalis» di Federico II di Svevia nella storiografia*, pp. 169-194.

(81) Dilcher, Einführung, S. 14.ただし，「一般集会」の条項（E II）を加えれば 95 となる。

(82) Dilcher, Einführung, S. 13f.

(83) Dilcher, Einführung, S. 16f. 西川洋一「『シチリア王国勅法集成』の法源論」，海老原明夫編『法の近代とポストモダン』東京大学出版会 1993 年，54 頁注(90)。

(84) しかし，細部においては更に綿密な作業が必要になる。というのも，1231 年の段階の条文のなかには，後代の挿入部分も存在するからである。(後述)表 2 に付された注を参

照。

(85) この点では，注(79)，(80)で挙げたCarusoの研究が興味深い。しかし，この問題については，別稿を期したい。

(86) 以下の考察においては，Die Konstitutionen Friedrichs II. von Hohenstaufen für sein Königreich Sizilien. Nach einer lateinischen Handschrift des 13. Jahrhunderts, hg. und übersetzt von Hermann Conrad (†), Thea von der Lieck-Buyken und Wolfgang Wagner, Köln/Wien, Böhlau 1973（以下 *Die Konstitutionen...*, S.と略記）. に基本的に依拠する。しかし，前述のギリシア語版との異同の検討のため，*Constitutiones regum regni utriusque Siciliae mandante Friderico II. imperatore per Petrum de Vinea Capuanum praetorio praefectum et cancellarium concinnatae.(...) Quibus nunc primum accedunt Assisiae regum regni Siciliae et fragmentum quod superest regesti eiusdem imperatoris ann. 1239 et 1240*, a cura. di Gaetano Carcani, Neapoli 1786; rist. anast. con una Introduzione di Andrea Romano, Messina, Editrice Sicania, 1992（以下，Carcani, Constitutiones, p.と略記）をも利用する。

(87) Colliva, *Ricerche...*, pp. 161-171.阪上，上掲論文，90頁から91頁。

(88) コッリーヴァによれば「総督 Praeses」という名称で，事実上「司法官」について述べられている条項（C 1，55，2）も存在する。コッリーヴァに依拠し，この条項をも考察の中にふくめた。cf. Colliva, *Ricerche...*, p. 163

(89) ただし，C 1，60，1の主要部分は，1231年に成立したものであるが，「司法官」に関わる部分は（ギリシア語版になく）後代の挿入部分である。したがって，本稿では「新勅法」に含めて考察した。Carcani, *Constitutiones*, p. 61. また，C 2，10においても，保釈制度の概要は1231年の勅法であるが（しかも「司法官」関連の記述を含む勅法である），しかし，被拘束者の費用負担の問題，ならびに被疑者の親族を被疑者にかわって投獄することを禁止した部分のみが後代の挿入である。これらの事項は，「新勅法」として表2に記載した。Carcani, *Constitutiones*, pp. 123-125. ただし，1231年の勅法と「新勅法」の「司法官」関連の条項数の計算においては，C 1，60，1を「新勅法」，C 2，10を1231年の勅法として計算した。

(90) この区分は「司法官」関連条項を分析するにあたって，説明の便宜のため著者が行ったものである。分類にあたって，同一条項のなかにいくつか「司法官」関連事項が現れる場合には，複数の分野にわたって条項を記載した。

(91) 直接裁判に関わる業務ではなく，裁判を行う際の前提となる業務を「(d) 裁判関連業務」とした。例えば，裁判に服するべき被拘束者の管理，被告の保釈，出廷拒否者への対応などである。

(92) 以下の5例である。「(2) 職務」において4例。すなわち，「(a) 裁判権の範囲」の分野で，姦通罪，聖職者に対する裁判を禁止。C 3，83：*Die Konstitutionen...*, S. 340f. 「(b) 裁判関連業務」では，盗人・盗品の管理C 1，66，1：*Die Konstitutionen...*, S.

101f.，さらに家畜泥棒の拘束C 3，54：*Die Konstitutionen...*, S. 318 f.（ただし，このC 54はC 3，56によって修正されている)。「(e) その他」において遺失物届出報告の受け付けC 3，35：*Die Konstitutionen...*, S. 290-293.「(4) 職務規律」においては一例。献身・助言義務C 1，37：*Die Konstitutionen...*, S. 52f. ただし，このC 1，37は，1231年段階では，C 1，61，3として『シチリア王国勅法集成』に加えられ，そののち「新勅法」段階でC 1，37として再び『勅法集成』に挿入されたものである。この点については，Dilcher, Hermann: *Die sizilische Gesetzgebung Kaiser Friedrichs II. Quellen der Constitutionen von Melfi und ihrer Novellen*, Köln/Wien, Böhlau, 1975, S. 164（以下 Dilcher, *Die sizilische Gesetzgebung...*, S.と略記)。

(93) "Quae igitur ad ipsorum cognitionem pertineant, praedecessorum Nostrorum assisiis comprehensa, apertius definimus. Latrocinia scilicet, magna furta, fracturae domorum, insultus excogitatus, incendia, incisiones arborum fructiferarum et vitium, vis mulierlibus illata, duella, crimina maiestatis, arma moluta, defensae impositae [et contemptae ab aliis vel pro aliis ab eisdem] et generaliter omnia, de quibus convicti poenam sui corporis vel mutilationem mebrorum sustinere deberent."（[ ] 内は，ギリシア語版になく，後代の挿入である。)，*Die Konstitutionen...*, S.68f. ただし，[ ] は Carcani, *Constitutiones*, p.45. によって補足した。

(94) Colliva, *Ricerche...*, p. 156.

(95) 上述 38 頁。

(96) Dilcher, *Die sizilische Gesetzgebung...*, S. 194.

(97) *Die Konstitutionen...*, S. 216-219.

(98) *Die Konstitutionen...*, S. 194-197.

(99) このデーフェーンサとは，以下のような規定である。すなわち，自らの身体・財産に危害を加えられようとする者が，身体・財産を護るために「皇帝の名を呼び」，保護を求める。すると，彼の身体・財産は皇帝の名において保護を義務付けられる。それにも関わらず，その者の身体・財産を侵害すれば，侵害者は皇帝の権威を侮ったたことになり，その者は「司法官」によって裁かれることになる。このデーフェーンサは自己自身のみならず，親族にも拡大される。しかもデーフェーンサは緊急時以外に，以下の場合にも設定可能である。すなわち，人身・財に関して他人の侵害が事前に予想される場合，皇帝の保護を求めてデーフェーンサを設定することができ，紛争を事前に阻止する機能が期待できるのである。Dilcher, *Die sizilische Gesetzgebung...*, S. 107-113, bes. S. 108f.

(100) 前述注（14）参照

(101) これについては，Jamison, The administration of the county of Molise, pp. 20-24. において以下の史料が紹介されており，興味深い。すなわち 1153 年，モリーゼ伯 Hugo（彼は「司法官」でもあった）が，ベネヴェントの聖ソフィア修道院長ヨアンネスに与えた特権である。ここでモリーゼ伯は，刑事裁判権を自らに留保し，それ以外の裁判権を

修道院長に与えている。その刑事裁判権の内容を記した部分は，前述モンテ＝カッシーノ写本『アリアーノのアシーセ』，ならびに『シチリア王国勅法集成』44条とかなりの一致を示している。しかもこのなかに，「incisio arborum fructus ferentium et vinearum 果実をもたらす木，ぶどうつるの切断」がある。この史料は，ノルマン時代の「司法官」制度を考える上でも貴重であり，さらなる考察を必要とするが，本稿ではそれをおこなうことはできない，これについての検討は他日を期したい。

(102) 本稿38頁参照。

(103) "Magnum autem furtum accipimus ultra viginti augustales, etiam si civiliter agatur de ipso furto; ut tamen etiam de quantitate minori coram iustitiario [ad corporalem poenam] possit criminaliter accusatio intentari.

Cognitionem etiam civilium causarum in defectu camerariorum et baiulorum ad officium suum pertinere cognoscant.

Defectus vero in camerariis et baiulis tunc esse videntur, videlicet cum post duos menses a die proclamationis ad ipsos factae [causae eis commissae fuerint], nec conquerentibus in rationibus suis satisfaciunt, ut tenentur et debent, nisi instructionis necessitas [desideratae] terminum exigit longiorem." *Die Konstitutionen...*, S. 68f. ([ ] 内は，ギリシア語版になく，後代の挿入である。) Carcani, *Constitutiones*, p. 45. また，[causae eis commissae fuerint] は，カルカーニ版では，[causae eis a superiori commissae fuerint] であり，〝a superiori〟が加えられている。本文中の訳文にはこれを加えて翻訳を行った。

(104) C 2, 1: *Die Konstitutionen...*, S. 174f.; C 2, 4: *Ebd.*, S. 180f.; C 2, 5: *Ebd.*, S. 182f.; C 2, 10 ただし，この条項には後代の挿入部分もある。注 (89) 参照：*Ebd.*, S. 188-193; C 2, 12: *Ebd.*, S. 192-195.

(105) "Hoc igitur Nostrae maiestatis edicto in perpetuum valituro firmiter inhibemus praelatis ecclesiarum, comitibus, baronibus, militibus et locorum universitatibus, ne iustitiariatus officium in terris suis gerere audeant vel gerendum alicui demandare, sed magistris iustitiariis et iustitiariis ab excellentia Nostra statutis intendant. Contra praesentem autem constitutionem Nostri culminis satagentes, tam statutos quam statuentes, terrae suae publicatione mulctamus." *Die Konstitutionen...*, S. 74f.

(106) 前述46頁参照。

(107) Abulafia, David: *Frederick II. A Medieval Emperor*, London/New York, Allen Lane The Penguin Press, 1988, p. 210.

(108) 自力救済を禁止し，「司法官」らによる正規の裁判にゆだねることC 1, 8, *Die Konstitutionen...*, S. 14-17. Defensa 関係の訴訟審理・執行 C 1, 16, *Die Konstitutionen...*, S. 22-27; C 1, 17, *Die Konstitutionen...*, S. 26f.; C 1, 18, *Die Konstitutionen...*, S. 26-

31. レーンに関する裁判権について，C 1, 44, *Die Konstitutionen...*, S. 68f.; C 3, 5, 1, *Die Konstitutionen...*, S. 252-255.

民事訴訟への限定的裁判権（特別な場合以外の介入禁止）についてC 1, 44; *Die Konstitutionen...*, S. 68f.; C 1, 60, 1, *Die Konstitutionen...*, S. 92-95. 国庫が被告になる訴訟に関して，カメラリウスの訴訟結果の吟味を行うことC 1，63. 姦通罪，聖職者に対する裁判は教会の裁判権に委ね，それらの裁判に介入することを禁止すること（ただしこれはノルマン時代の勅法）。C 3, 83, *Die Konstitutionen...*, S. 340f.

(109) 前注（104）参照。

(110) *Die Konstitutionen...*, S. 102f.

(111) *Die Konstitutionen...*, S. 188-193.

(112) C 1, 83: *Die Konstitutionen...*, S. 126f.; C 1, 84: *Die Konstitutionen...*, S. 126-129.

(113) 前述54から55頁参照。

(114) *Die Konstitutionen...*, S. 74f. この条項と新勅法58条との関連については，Colliva, *Ricerche...*, pp. 195-198. における詳論を参照。

(115) *Die Konstitutionen...*, S. 154f.

(116) C 1, 41, *Die Konstitutionen...*, S. 62f.; C 2, 22, *Die Konstitutionen...*, S. 206-209.

(117) *Die Konstitutionen...*, S. 22f.

(118) "Iustitiarios, camerarios, castellanos et baiulos sollicitos esse volumus et devotos et, ubi necesse fuerit pro commodo curiae Nostrae et per doanae secretum et quaestorum magistrum vel alios officiales Nostros exstiterint requisiti, consilium et auxilium eis debeant impertiri."

「『司法官』，カメラリウス，城守ならびにバイユールスは注意深く献身的であることを余は望む。余の宮廷の利益のためにかつドゥアーナのセクレトゥスならびに上級財務官ならびに他の余の役人に対して，彼らが必要なら，助言と助力が彼らに与えられねばならない。」*Die Konstitutionen...*, S. 52f. この条項については前注（92）参照。

(119) *Die Konstitutionen...*, S. 92f.

(120) *Die Konstitutionen...*, S. 78f.

(121) *Die Konstitutionen...*, S. 80f.

(122) *Die Konstitutionen...*, S. 82-85.

(123) "Iustitiarii per provincias statuantur, qui non sint de provinciis, quas sibi magnificentia Nostra decreverit, oriundi nec in eis habeant incolatum nec maiorem fortunarum suarum partem statuerint, ut assolet, in eisdem nec ibidem per se aut filios suos, praesertim acceptis in dotem rebus immobilibus, contraxerint parentelas." *Die Konstitutionen...*, S. 76f. また，この規定は司法官の下僚にも適用される。

(124) ただし，この厳格な条項が王国の実際の統治において遵守されたかどうかは疑問とさ

れている。Kamp, Die sizilischen Verwaltungsreformen. . ., S. 140f.；阪上，上掲論文，91頁。しかし，この条項が「新勅法」であった事実は従来注目されてこなかった。この点は，この条項を考察する上で重要であると思われる。

(125) *Die Konstitutionen. . .*, S. 148-151.

(126) *Die Konstitutionen. . .*, S. 64-67.

(127) この区分は，王国の伝統的地域区分に合致する。

(128) この役職については Colliva, *Ricerche. . .*, pp. 124-152.

(129) Colliva, *Ricerche. . .*, p. 132.またこの「カピターネウスにしてマギステル・ユースティティアリウス」という役職の前身として，ノルマン時代の「治安長官」を考えることができる。ノルマン時代の「治安長官」については，Jamison, *The norman administration. . .*, pp. 282-302 を参照。さらに本稿 39 頁参照。

(130) *Die Konstitutionen. . .*, S. 148-151.

(131) C 1, 48, *Die Konstitutionen. . .*, S. 74f.; C 1, 90, 1: *Die Konstitutionen. . .*, S. 138f.

(132) *Die Konstitutionen. . .*, S. 90f.

(133) 前注（126）参照

(134) *Die Konstitutionen. . .*, S. 152f. もちろん，この条項には不正の摘発という意味の他に，職務引き継ぎを円滑なものにするという目的も含まれているものと考えられる。

(135) *Die Konstitutionen. . .*, S. 350-53.

(136) 「一般集会」については，以下の記述をも参照。*Riccardus de Sancto Germano, Chronica*, a cura di Carlo Alberto Garufi, (Muratori, Rerum Italicarum Scriptores, N. S., 7, 2), 1937-38, pp. 187-188.

(137) 本稿 59 頁参照。

(138) Colliva, Paolo: Lo Stato di Federico II: opera 'd'arte' ed opera di necessità, in: *Annali di storia del diritto* 10/11 (1966/67), pp. 390-391; rist. in: Anna Laura Trombetti Budriesi (Antologia di scritti a cura di), *Il «Liber Augustalis» di Federico II di Svevia nella storiografia,* Bologna, Pàtron Editore, 1987, pp. 439-440.

(139) 例えば，（前述のごとく）「司法官」1名制は「新勅法」によって定められたが，それ以前においても各管区には司法官が1名のみ任命されていた。cf. Pedìo, Tommaso: I giustizierati provinciali del Regno di Sicilia nell'età federiciana, in: *Atti delle quarte Giornate Federiciane* (Oria, 29-30 ottobre 1977) (Società di storia patria per la Puglia. Convegni 10), Bari, Grafica Bigiemme, 1980, p. 172.

むすびにかえて

本稿では，『シチリア王国勅法集成』の条項から「司法官」制度を検討し，

ノルマン時代の制度との連続と変化，ならびにフェデリーコ２世統治時代の法規成立過程について考察を行った。その結果，ノルマン時代からフェデリーコ２世統治時代にかけて，法規面から見た「司法官」制度について見通しを得ることができた。すなわち，法規成立過程には（1231年段階と「新勅法」という）少なくとも２つの段階があること，さらに各段階の法規には内容面での顕著な相違が存在することも明らかになった。しかしながら，この検討過程で新たな課題も生れてきた。すなわち，第１に，「司法官」関連法規成立過程は，さらに綿密に解明される必要があること(1)。第２に，法規成立過程の検討において，「法規範」に対する（「司法官」の）「実務」との関係が問題となったが，この「法規範」と「実務」との関係解明も大きな課題となる。具体的には，「司法官」関連の「新勅法」のうち，コッリーヴァの言う「『試行期間』を経て成立した法規範」に含まれる規定はどれか。あるいは法規が「現実」の弊害・不備に対応して定められたことはなかったのか，あったとすればどの法規がそれにあたるのか，である。こうした諸点を解明することができれば，「司法官」制度研究にさらなる視点をもたらすことが可能になるであろう。とりわけ，課題の第２点は，本稿冒頭でふれた研究上の課題に直接関連を持つ。すなわち，法規範史料を越えて検討範囲を拡大すること。具体的には，上述マルタンの第２の史料類型(国王および主要役人の発給文書)，さらに第３の史料類型（地域的史料）に検討を進め，それぞれの史料において，「司法官」はいかなる像で現れるのかを解明すること，さらに，それらの像と，法規範史料からみた「司法官」像とをつきあわせることである。こうした諸点の検討を今後果たすべき課題としつつ，むすびにかえたい。

注

(1) 本稿48頁，さらに注（79）（80）で挙げたCarusoの研究を参照。